

③ 「粹美ナル所」(2行目) ↓ 「粹美」

・ 「粹美ナル所ニシテ」では、ナ行の文字が二つ入って読みにくいため、「ナル所」を削除したのであろう。

④ 「善ク此ノ意ヲ体シ」(2行目) ↓ 削除

・ その前にある、「臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国家ヲ保持セルハ此レ乃国体ノ粹美ナル所ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ」の部分を、特に強調しなくてもよいと考えたのであろう。

⑤ 「相和シ親族和睦シクシ」(3行目) ↓ 「相和キ親族和睦ヒ」

⑥ 「義勇ヲ奮テ公ニ奉シ」(5行目) ↓ 「義ニ奉シ」

・ 文章を簡潔にした。

⑦ 「皇道ヲ翼賛」(5行目) ↓ 「皇運ヲ恢弘」

・ この文章の受け手は政治家ではなく一般国民であるため、「皇道ヲ翼賛ス」(天皇が行う政治を補佐する)より「皇運ヲ恢弘ス」(皇室の運を広げる)の方が適していると考えたのであろう。また、「皇」「弘」と、「コウ」で揃えた。

⑧ 「国運昌盛」(6行目) ↓ 「国家興隆」

・ ⑦の修正によって「皇運」と「国運」が近くにあることになり、読みにくいため、後者を「国家」に改めたのであろう。また、「国家」「興隆」と、「コ」で揃えた。

⑨ 「悖ラサルヘシ」(7行目) ↓ 「悖ルコトナシ」

芳川による二回目の修正後の井上草案四―一は次の通りである。傍線の~~~~~は紫で修正を加えられた部分を示す。

【二回目の修正後の井上草案四―一】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深^①厚ナリ臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ

一ニシテ以テ国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ乃国体ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶^④父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相^⑤和キ親族和睦ヒ隣里相保チテ相侵サス朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ広メ世用ヲ助ケ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ恢弘ス此ノ如キハ独リ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又^⑧国家興隆ノ基礎タルヘシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ

井上草案五

井上草案四の浄書と見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある^{*70}。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号21を「井上草案五―一」、同文書の資料番号22を「井上草案五―二」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「参」（右上欄外に黒の細ペンで「参」と書かれている）を「井上草案五―三」^{*71}、海後が「元田文書の中に収められたものがある」と見ている同文の草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案五―四」とする^{*72}。草案五―一と草案五―二は、文部省の一〇行罫紙三頁に墨で同じ文章を書かれており、「所謂草案文書ではなく、上奏のために作製された特別な浄書文」であると見られている^{*73}。この二編の筆跡は、先の草案三―一、草案四―一の本文と朱文字、島田参考草案―一の本文と同じ文部省関係者のものであると見られる。

草案五―一は、右上欄外に朱で「甲案」と書かれており、草案五―二は、同じく右上欄外に墨で「第三」と書かれている。「甲案」「第三」の文字は、中村草案五―一の「乙案」「第二」、中村草案七の「第一案」に対応すると見られている^{*74}。

そして、草案五―三は一二行罫紙二頁に墨で書かれている。この草案は、渡辺幾治郎が収集した写しであるが、「文部省文書」の中にあるため、原本は芳川（または代筆者）が書いたものであったと思われる。草案五―三には「我カ皇祖皇宗国

ヲ肇ムルコト久遠ニ」の、「我」の右下と「久」の右横に朱点が付けられている。海後は、「この朱点が両者に入っている意味はこれを明らかにすることはできない」と述べている^{*75}。

しかし、本節では、この二つの朱点は、芳川が「我カ」のままか「我」とするか、「久遠」のままか「久」とするか、迷った跡であると考えられる。なぜなら、「我カ」は草案五―一と草案五―二で「我」に改められており、「久遠」もその後、草案一三で元田によって「宏遠」に改められているからである。

また、草案五―三では、「古今ノ異同」が「方今ノ異同」になっている。海後は、草案五―一と草案五―二では、このように書き改められていないため、これを写し間違いと見ている^{*76}。「方今ノ異同」では、「ただ今の違い」という意味不明の言葉になるため、海後が言うように、写し間違いと見てよいだろう。

草案五の四編の中では、上奏された草案五―一が最も重要であると思われる。そのため、ここでは草案四―一から草案五―一への修正を整理しておきたい。上奏前の最終修正という責任重大な作業を行うことが、最も可能な人物は芳川であろう。井上草案四―一から草案五―一への修正点は次の通りである。これらは芳川の意見に基づいて、文部省関係者が草案五―一を書く際に改めた部分である。

① 「我カ」(1行目) ↓ 「我」

② 「義」(5行目) ↓ 「義勇公」

芳川の意見に基づいた、文部省関係者による修正後の井上草案五―一は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分である。

【井上草案五―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国ノ光輝ヲ発揚セルハ此レ乃国体ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ

親族和睦ヒ隣里相保チテ相侵サス朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ広メ世用ヲ助ケ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ恢弘ス此ノ如キハ独リ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又国家興隆ノ基礎タルヘシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ

草案五―一は、前文・道徳内容・結語の三節から成っている。各内容は次の通りである。

前文 … 朕が思うに、朕の先祖がはるか昔に国を建て、深厚な徳を立てた。臣民がその徳を継いで忠孝を尽くし、心を一つにして国を光り輝かせることは、国体の美しさであり、実に教育の本源である。

道徳内容 … あなたたちは父母に孝行し、兄弟、夫や妻、親族、隣里、友達と仲良くし、嘘をつかず、仕事に励み、むだ遣いをせず、自分も他人も愛して、各自が学業に励み、知能を発達させて、人としての器を完成させ、自立して国の役に立ち、常に憲法を重んじて法に従い、いざという時には義勇をもって奉仕し、永遠に続く皇室の運を広げなさい。このように振る舞う人々は、朕の善良な臣民であるというだけでなく、国家を繁栄させる基礎である。

結語 … これらは朕の先祖が残した教訓であり、これからも代々守っていくべきものであり、古今東西誤りのないものである。朕も臣民と共にこれらに従い、これらがなくならないことを強く願う。

そして、本節において、各草案の修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方をした点は次の四つである。

一つ目は、法制局野紙に書かれた草案二は、井上が墨で本文を書いて修正を加えたのではなく、同局関係者が代筆したものである、という可能性を示したことである。

二つ目は、草案一と草案三―二は内閣で控えとして作られたものである、と見たことである。

三つ目は、草案四―一の本文と朱文字は、島田の意見に基づいて、文部省関係者が書いたものであると見たことである。

四つ目は、草案五―三における「我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ」の、「我」の右下と「久」の右横に付けられている朱点は、芳川が「我カ」のままか「我」とするか、「久遠」のままか、迷った跡であると見たことである。

それから、本節で示した草案における修正点の中で、特に政治に関係しているものは四点あり、これらは次の三つに分けられる。海後と稲田は、これらの修正点があることを示しているが、そのすべての背景に触れているわけではない。^{*77}

一つ目は、天皇制に関する修正である。

井上は草案一から草案二への修正(①)で、冒頭に「朕惟フニ」を加えて、この言葉が天皇のものであることを明確にした。また、そのすぐ後の「我カ祖我カ宗」を「我カ皇祖皇宗」に改めて(「皇」の字を入れて)、天皇制を強調したと見られる。井上がこのように修正した背景には、「井上草案一」の考察に入る前に述べたように、彼や伊藤が皇室を日本の機軸にしようと考えていたことがあると思われる。

二つ目は、憲法と法に関する修正である。

井上は草案一から草案二への修正(⑤)で、「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」という言葉を草案に入れた。稲田は、『国憲ヲ重シ』とは、その文字の通り天皇から下賜された憲法――欽定憲法を尊重するの意であって、どうしてかような句が設けられたかという点、国民の中に憲法の条項に対する不満があり、国民が憲法を軽んずることをおそれたのではないかと考えている。^{*78} 確かに、「国民の中に憲法の条項に対する不満」があったことは、井上が「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を草案に入れた背景の一つであろう。

しかし、その背景として他に二つ考えられる。一つは、井上が憲法の起草者の一人であり、法の責任者(法制局長官)であったことである。彼はそのような立場にあったため、教育勅語において国憲国法の遵守、すなわち、前年二月一日に發布された大日本帝国憲法をはじめ、各種法令の遵守を示したのである。

もう一つは、日本が条約改正の前提である「文明国家」になるためには、国民に子供の頃から「憲法」や「法」の意識をしつかりと身に付けさせる必要がある、と井上が考えていたことである。教育勅語が日本全国、小学生にまで下賜されるということは、井上にそのような考えがあったということであろう。

三つ目は、国の在り方に関する修正である。

井上は草案一から草案二への修正(⑥)で、「山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即チ臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ」の部分削除した。この削除について、海後は、「義勇公に奉じとした後に、山海八道以下の国土を防衛する意味の文字があつて、消極的な国土保全の考え方となつてゐる。こうした国土を防いで堅固にする意味の文字を除いて、天壤無窮へと続けたのである」と考えている。^{*79}

さらに、本節では、「山海八道……惟レ固クシ」の削除、すなわち、「消極的な国土保全の考え方」の削除は、当時の諸外国との緊張した関係を暗示していると見る。諸外国との関係について、山県は明治二三年三月の「軍備意見」で、「完全ナル独立ノ邦国タルコトヲ望ム」ならば、「疆土」という「主権線ヲ守禦スル」だけでは足りず、「已ムヲ得サルトキハ、強力ヲ用キテ」でも、朝鮮を「焦点」とした「利益線」も積極的に防護しなければならぬと述べている。^{*80} この「軍備意見」の起草者でもある井上は、草案一から草案二への修正の際に、「山海八道……惟レ固クシ」は利益線(朝鮮)を積極的に防護することと矛盾する、と考えたのであろう。

また、芳川は草案四―一の二回目の修正(②)で、今のままの「国家ヲ保持」するのではなく、これから近代的な国家として積極的に「国ノ光輝ヲ発揚」する、という文章に改めた。

なお、国の在り方に限った修正ではないが、島田は井上草案三―一から草案四―一への一回目の修正(④)で、「己レカ欲セサル所ハ以テ人ニ施サズ」の部分削除した。つまり、起草者らは日本の積極的な活動を促す一方で、他者への配慮については特に触れないことにしたのである。

ここまで、一回目の上奏までの、井上草案の推敲過程を明らかにしてきた。次の節では、複写版の作成までの推敲過程に

ついで考察したい。

- *1 井上毅は明治二十二年二月七日、図書頭から法制局長官に就任した（明治二十四年五月八日まで）（金井之恭他『明治史料頭要職務補任録』上巻、成章堂、一九〇二年、四八頁）。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開されており、参照箇所は65コマ。
- *2 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、二三二頁。
- *3 同右、二三一頁。
- *4 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、二五〇頁。
- *5 同右。
- *6 野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、一九九四年、二五九頁。
- *7 同右、二五九～二六〇頁。
- *8 同右、二九七～二九八頁。
- *9 同右、二六六～二六七頁。
- *10 同右、三〇一頁。祝淑春「井上毅の国体実用教育思想」（国学院大学総合企画部編『国学院雑誌』第一〇五卷第三号、国学院大学総合企画部、二〇〇四年、一五頁）。
- *11 井上毅「政府ノ政策ニ関スル意見書草稿」（国学院大学図書館調査室梧陰文庫整理委員会編『梧陰文庫井上毅文書』国学院大学図書館調査室、一九六三年、リール番号10、文書番号A-386）。
- *12 井上毅「森文部大臣教育議」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第六、国学院大学図書館、一九七七年、一七

三（一七五頁）。井上は明治二十二年三月九日に皇典講究所での演説「故森文部大臣の教育主義」で、「一昨年の夏でありましたが、故文部大臣が教育の事に就て意見書を認められたことがある。……其意見書を認むるときに、私は相談に与つて森子の為に起草したることである」と述べている（大久保利謙編『森有礼全集』第二卷、宣文堂書店、一九七二年、五二九頁）。

*13 前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三二頁。

*14 同右、二三一〜二三二頁。

*15 井上毅「山県参議宗教処分意見」（前掲『井上毅伝』史料篇第六、一六二頁）。

*16 前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三二頁。

*17 同右、二三三頁。

*18 同右、二三二頁。

*19 「文部ノ立案」については、本論文第一章第二節の「中村草案六」を参照。

*20 前掲『教育勅語成立史の研究』一九七〜二一一頁。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、一九五〜一九八頁。梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、六二〜六四頁。

*21 明治二十三年六月二〇日付の山県有朋宛井上書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三二頁）。

*22 前掲『井上毅の教育思想』二二〇頁。

*23 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、春畝公追頌会、一九四〇年、六一五〜六一六頁。

*24 前掲、井上毅「山県参議宗教処分意見」（『井上毅伝』史料篇第六、一六二頁）。

*25 前掲『教育勅語成立過程の研究』一九八〜二一〇頁。

*26 前掲『教育勅語成立史の研究』二六〇〜二六二頁。

- *27 前掲『教育勅語成立過程の研究』一九八～二一〇頁。
- *28 「井上草案一三」と「井上草案一四」の順番については、先行研究によって異なっている（本章第三節を参照）。
- *29 日本放送協会・NHK出版編、佐久協『論語——孔子は「白熱教室」の先生だ！——』（NHKテレビテキスト「二〇〇分de名著」二〇一一年五月号）NHK出版、二〇一一年、二三～二四頁。
- *30 同右、二三～二八頁。
- *31 前掲、明治二三年六月二〇日付の山県宛井上書簡（『井上毅伝』史料篇第二、二三二頁）。
- *32 国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』資料番号6。本論文第一章第二節の「中村草案五」を参照。
- *33 前掲『教育勅語成立史の研究』三三七頁。
- *34 同右、二五五～二六〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二一六～二二二頁。
- *35 前掲『教育勅語成立史の研究』二五五～二五六頁、二五九～二六〇頁。
- *36 前掲、井上毅「政府ノ政策ニ関スル意見書草稿」（『梧陰文庫井上毅文書』リール番号10、文書番号A-386）。この文書は井上の自筆であると思われる（前掲『井上毅伝』史料篇第一、二五一頁）。
- *37 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二六〇頁。
- *38 前掲『教育勅語成立史の研究』二七一頁。
- *39 明治二三年七月の官報によれば、「井上法制局長官ハ養痾願濟神奈川県下ニ向ヒ本月四日出発」し（『官報』明治二三年七月七日付（第二一〇五号）、内閣官報局、四頁）、「願濟神奈川県下へ転地療養中ノ処、本月十三日帰京」した（『官報』明治二三年七月一日付（第二一一五号）、内閣官報局、四頁）。
- *40 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一七～二一八頁。
- *41 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八〇～八二頁、一二二頁。

*42 国立公文書館所蔵「国会開設之勅諭」（請求番号 附 A00304115）。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」

（<http://www.digital.archives.go.jp>）で公開されており、参照箇所は「公文附属の函・勅語類・（一五）国会開設之勅諭」Page 12。

*43 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一九頁。

*44 同右。

*45 『官報』明治二三年四月二一日付（号外）、内閣官報局、一一一〜一六九頁。

*46 『官報』明治二三年四月二六日付（号外）、内閣官報局、一〜六四頁。

*47 『官報』明治二三年一〇月七日付（号外）、内閣官報局、一〜二二頁。

*48 明治二二年春、井上は黒田清隆（総理大臣）への憲法に関する意見書で、「憲法ハ国ノ生命ナリ国民ニシテ憲法ヲ遵守スルノ精神微弱ナルトキハ從テ国家ノ健全ヲ望ムヘカラス」と述べている（井上毅「立憲施政意見」（前掲『井上毅伝』史料篇第二、八四頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「二十二年春進黒田総理大臣」と題している（同右、八三頁）。

*49 「文明国家」とは、国民の基本的人権が保障されていて、法の支配が行われている国、すなわち、民衆だけでなく、統治者であっても法に従わなければならない国のことである。当時の国際社会では、文明国家は、そうではない国を「野蛮な国家」と見なし、対等に扱わなくてもよいと考えられていた。すなわち、幕末に欧米諸国と不平等条約を結んだ日本は、野蛮な国家と見られていたのである。そのため、日本が条約を改正するためには、まず文明国家になることが必要であった。

*50 前掲『教育勅語成立史の研究』二六〇頁。

*51 前掲『井上毅伝』史料篇第六、二〇七頁。

- *52 井上が書いた「軍備意見」の草案は、同右、二〇四～二〇六頁。
- *53 前掲『教育勅語成立史の研究』二六三～二六四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二頁。
- *54 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二頁。
- *55 前掲『教育勅語成立史の研究』二六五～二六九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二一～二二四頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八〇～八一頁。
- *56 この史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、22～23コマ。
- *57 前掲『教育勅語成立史の研究』二六五頁。稲田は、この草案は存在しないと指摘している（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁）。
- *58 前掲『教育勅語成立史の研究』二六五頁。
- *59 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二三頁。
- *60 前掲『教育勅語成立史の研究』二六七頁。
- *61 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二三頁。
- *62 同右、二二四頁。
- *63 同右、二二三頁。
- *64 同右。
- *65 島田重礼は、天保九（一八三八）年八月一八日生く明治三一（一八九八）年八月二七日没。雅号は、篁村（朝日新聞社編『朝日 日本歴史人物事典』朝日新聞社、一九九四年、八〇二頁）。明治一四年八月一日、東京大学文学部教授に就任し、明治一九年三月六日、文科大学教授に更任され、明治二二年五月七日、文学博士の学位を授与された（金井之恭

- *66 他『明治史料頭要職務補任録』下巻、成章堂、一九〇三年、五五三頁、六〇六〜六〇七頁。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は292コマ、319コマ。
- *67 前掲『教育勅語成立史の研究』二六八〜二六九頁。
- *68 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇五頁。
- *69 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二四頁。
- *70 同右。
- *71 前掲『教育勅語成立史の研究』二六九〜二七三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二四〜二二六頁。
- *72 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、18〜19コマ。
- *73 前掲『教育勅語成立史の研究』二六九〜二七〇頁。
- *74 同右、二七〇頁。
- *75 同右、一八〇頁、二七一頁。
- *76 同右、二七〇頁。
- *77 同右。
- *78 同右、二五九〜二六〇頁、二六六頁、二六九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二一八〜二二〇頁、二二三〜二二四頁。
- *79 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一九頁。
- *80 前掲『教育勅語成立史の研究』二六〇頁。
- 前掲『井上毅伝』史料篇第六、二〇七頁。

第三節 井上毅草案六～一五

前節では、井上毅が教育勅語を起草した理由について確認してから、「井上草案一」から「井上草案五」まで（井上の起草から、一回目の上奏案の作成まで）の推敲過程を明らかにした。本節では、その次の「井上草案六」から「井上草案一五」（複写版の作成）までの推敲過程を明らかにしたい。

井上草案六

井上草案五の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある^{*1}。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」（臨時帝室編修局による複写本）に所収の「教育勅諭草案」の六番目の草案を「井上草案六一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（臨時帝室編修局にいた渡辺幾治郎が収集した複写本）の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の六番目の草案を「井上草案六一二」^{*2}、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」（海後宗臣による複写本）の六番目の草案を「井上草案六一三」、稲田が元田自筆の文部上奏案の最初の修正試案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案六一四」とする^{*3}。

草案六一と草案六一二は無野紙二頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正を加えられている。草案六一三は一〇行野紙二頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。草案六一四は「宮内省野紙」に書かれていると見られている。

右の二～三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが^{*4}、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案六一一について考察する。草案六の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている^{*5}。

井上草案六一一から草案六一一への修正点は次の通りである。（書き改め）は（原本では元田が）草案六一一を書く際に

改めた部分、(墨) は墨で修正を加えた部分である。

① 「臣民亦厥ノ祖考ニ継キ」(1行目) ↓ 「我臣民亦」(墨)

② 「一ニシテ」(2行目) ↓ 「一ニシ」(墨)

・ 「一ニシテ以テ」では、「テ」が続いてきれいでないため、「一ニシ以テ」に改めたのであろう。

③ 「爾衆庶」(2行目) ↓ 「今爾衆庶此ノ国体ニ基ツキ此ノ祖徳ヲ継キ」(墨)

・ 国体と、皇祖皇宗が立てた徳を強調した。

④ 「隣里相保チテ相侵サス朋友相厚クシテ相欺カス」(3行目) ↓ 「朋友相信シテ相欺カス隣里相保チテ相争ハス」(墨)

・ 「父母」「兄弟」「夫婦」「親族」と、人物が挙げられているため、「朋友」をその後につけて、「隣里」を後にしたのであろう。

⑤ 「勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ子弟各々」(3行目) ↓ 「誠実ヲ主トシ恭儉己レヲ持シ公愛衆ニ及フ子弟各々其学ヲ勤メ」(墨)

⑥ 「啓発シ」(4行目) の後に、「徳量ヲ拡充シ」を加えた(墨)。

・ 徳をさらに強調した。

⑦ 「其ノ」(4行目) ↓ 「其」(書き改め)

・ その前にある「其業」に合わせて、「其器」に改めたのであろう。

⑧ 「小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ」(4行目) ↓ 「皆其身家ヲ安ンスルニ止マラス進テ」(墨)

・ 積極的に国の役に立つように説いた。

⑨ 「世用ヲ助ケ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇公ニ奉シ以テ」(4、5行目) ↓ 「世道ヲ助ケ進ンテ国憲ヲ章カニシ国威ヲ振ヒ緩急事アレハ義勇難ニ殉シ以テ国家隆盛ノ規模ヲ鞏固ニシ以テ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ揚ケ」(墨)

・ 「世用」(世の中で用いるもの、風習) より「世道」(道德) を尊重するように改めた。また、元田は、「国法」は

「国憲」に含まれると解釈したため、「国法ニ遵ヒ」を消したのであろう。そして、「国威ヲ振ヒ」「国威ヲ揚ケ」「義勇難ニ殉シ」「武勇ヲ奮ヒ」と、日本の威力を他国に示したり、戦ったりすることをより強調する文章に改めた。

⑩ 「恢弘ス」(5行目) ↓ 「恢弘ニスヘシ」(墨)

・ 国民が皇室の運を広げるべきである、と意味を強めた。

⑪ 「国家興隆ノ基礎」(6行目) ↓ 「世界ニ顕明ナル国粹」(墨)

・ 「日本は他国より優れている」という意味の言葉を加えた。

⑫ 「失ハサラム」(7行目) ↓ 「失ハサラン」(書き改め)

(原本では元田による) 修正後の井上草案六一は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、——は墨で修正を加えられた部分を示す。

【井上草案六一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ乃国体ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾衆庶此ノ国体ニ基ツキ此ノ祖徳ヲ継キ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ親族和睦ヒ朋友相信シテ相欺カス隣里相保チテ相争ハス虚偽ヲ去リ誠実ヲ主トシ恭儉己レヲ持シ公愛衆ニ及フ子弟各々其学ヲ勤メ其業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ徳量ヲ拡充シ以テ其器ヲ成シ畜其身家ヲ安ニスルニ止マラス進テ公益ヲ広メ世道ヲ助ケ進ンテ国憲ヲ章カニシ国威ヲ振ヒ緩急事アレハ義勇難ニ殉シ以テ国家隆盛ノ規模ヲ鞏固ニシ以テ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ揚ケ天壤無窮ノ皇運ヲ恢弘ニスヘシ此ノ如キハ独リ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又世界ニ顕明ナル国粹タルヘシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサランコトヲ庶幾フ

井上草案七

井上草案六の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある^{*6}。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の五番目の草案を「井上草案七―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の五番目の草案を「井上草案七―二」^{*7}、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の五番目の草案を「井上草案七―三」、稲田が元田自筆の文部上奏案の第二の修正試案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案七―四」とする^{*8}。

草案七―一と草案七―二は無罫紙三頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正と、句読点を意味するような小さい○印を加えられている。草案七―三は一〇行罫紙三頁に墨で書かれ、朱で修正（文末に追加した一文も含む）と○印を加えられている。草案七―四は「宮内省野紙」に書かれていると見られている。

右の一〜三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが^{*9}、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案七―一について考察する。草案七の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている^{*10}。

井上草案六―一から草案七―一への修正点は次の通りである。（書き改め）は（原本では元田が）草案七―一を書く際に改めた部分、（墨）は墨で修正を加えた部分である。

- ① 「一ニシ以テ国ノ光輝ヲ發揚セル」（1〜2行目）↓「一ニシテ国ノ光輝ヲ發揚セシ」（書き改め）
- ② 「衆庶」（2行目と8行目に一つずつ）↓「臣民」（墨）

・「国民」を表す語を、大日本帝国憲法の表記と一致させたのであろう。元田は草案七―一の最後に墨で、「按スルニ衆庶ノ二字ハ汎ク臣民ニ係ルト雖トモ貴族ニ及ハサルノ嫌ヒアリ故ニ臣民ト改ムレハ難ナシ」と記しているが、

憲法を意識していた部分もあったと思われる。

③ 「継キ」(2行目) ↓ 「述へ愛敬惟レ一始終渝ラス」(書き改めと墨)

・愛と尊敬の念をずっと抱いて父母に孝行する、というように「父母ニ孝」を強調した。

④ 「相和キ」(3行目) ↓ 「相和ラキ」(書き改め)

・現代と同じ送りがなに改めた。

⑤ 「相信シテ」(3行目) ↓ 「相厚クシテ」(墨)

⑥ 「去リ」(3行目) ↓ 「去リテ」(書き改め)

⑦ 「己レヲ持シ公愛衆ニ及フ子弟」(3～4行目) ↓ 「己ヲ持シ信愛衆ニ及ホシ貴賤」(墨)

・「愛」だけでなく「信」も周囲に与えるということに改めた。また、「子弟」には、子供というイメージがあるた

め、皇族・華族から一般庶民までという意味で「貴賤」に改めたのであろう。

⑧ 「進テ」(4～5行目) ↓ 「進ンテ」(書き改め)

⑨ 「助ケ進ンテ国憲ヲ章カニシ国威ヲ振ヒ」(5行目) ↓ 「興シ国憲国法ヲ章明シ以テ国家ノ基礎ヲ隆盛ニシ」(書き改め

と墨)

・「世道」(道德)を「助ける」のではなく、国民が自分たちで積極的に「興す」ように改めた。また、草案六で消

した「国法」を再び本文に入れた。そして、「国威ヲ振ヒ」「国威ヲ揚ケ」と、「国威」に関する言葉が近くに二

つあったため、一つを消したのであろう。

⑩ 「義勇難ニ殉シ以テ国家隆盛ノ規模ヲ鞏固ニシ以テ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ揚ケ」(5～6行目) ↓ 「大節難ニ殉シ義勇ヲ奮

ヒ国威ヲ宣へ以テ」(書き改め)

・「義勇」(正義のために発する勇氣)より、緊張感のある「大節」(国家の存亡に関わる重大事)に改めたのであ

らう。

⑪ 「恢弘ニス」(6行目) ↓ 「恢弘ス」(書き改め)

⑫ 「善良」(6行目) ↓ 「忠良」(書き改め)

・単なる善い国民ではなく、忠を尽くす国民が必要であると考えたのであろう。また、「朕カ忠良」と、「c h」の音が続けて、音の調子を良くしたのであろう。

⑬ 「顕明ナル国粹タルヘシスノ道ハ実ニ」(6〜7行目) ↓ 「顕著ナル国粹タルヘキナリスノ道ハ我」(書き改め)

⑭ 「凡ソ」(7行目) ↓ 「凡」(書き改め)

⑮ 「失ハサラン」(8行目) ↓ 「益々光大ナラン」(書き改め)

・これまでに述べた道徳を単に「失わない」のではなく、積極的に「ますます輝きを増す」という意味に改めた。

⑯ 「庶幾フ」(8行目) の後に、「爾臣民宜シク本末ノ序ヲ明ラカニシテ内外ノ弁ヲ審カニシテ教育ノ標準ヲ愆ルコトナカルヘシ」を加えた(書き改めと墨)。

・これまでに述べた道徳をしつかりと心にとどめておくように念を押しした。元田はそれだけ強く、国民にこの文章を伝えようとしていたと見られる。

(原本では元田による) 修正後の井上草案七―一は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分、――は墨で修正を加えられた部分を示す。なお、この草案には句読点を意味するような小さい○印が墨で付けられているが、修正とは異なるため、ここでは示さない。この○印は、元田が文章を細かく区切って、推敲しやすくするために付けたものであろう。

【井上草案七―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ国ノ光輝ヲ發揚セシハ此レ乃国体ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民此ノ国体ニ基ツキ此ノ祖徳ヲ述^③ヘ愛敬惟レ一始終渝ラス父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ親族相睦ヒ朋友相厚クシテ相欺カス隣里相保チテ相争ハス虚偽ヲ去リテ誠実^⑥

5

ヲ主トシ恭儉己ヲ持シ信愛衆ニ及ホシ貴賤各々其学ヲ勤メ其業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ德量ヲ拡充シ以テ其器ヲ成シ畜其身
 家ヲ安ンスルニ止マラス進ンテ公益ヲ広メ世道ヲ興シ^⑧國憲國法ヲ章明シ以テ國家ノ基礎ヲ隆盛ニシ緩急事アレハ大節難^⑩
 ニ殉シ義勇ヲ奮ヒ國威ヲ宣ヘ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ恢弘スヘシ此ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民ナルノミナラス又世界ニ^⑪
 顕著ナル國粹タルヘキナリ斯ノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡古今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハ^⑫
 ス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民ト俱ニ遵由シテ益々光大ナランコトヲ庶幾フ爾臣民^⑬
 宜シク本末ノ序ヲ明ラカニシテ内外ノ弁ヲ審カニシテ教育ノ標準ヲ愆ルコトナカルヘシ

井上草案八

井上草案七の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある^{*11}。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の二番目の草案を「井上草案八―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の二番目の草案を「井上草案八―二」^{*12}、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の二番目の草案を「井上草案八―三」、稲田が元田自筆の第三の修正試案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案八―四」とする^{*13}。

草案八―一と草案八―二は無野紙三頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正（上欄外の文字も含む）を加えられている。草案八―三は一〇行野紙三頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。草案八―四は「五楽園野紙」に書かれていると見られている^{*14}。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが^{*15}、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案八―一について考察する。草案八の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている^{*16}。

井上草案七―一から草案八―一への修正点は次の通りである。(書き改め)は(原本では元田が)草案八―一を書く際に改めた部分、(墨)は墨で修正を加えた部分である。

① 「深厚ナリ」(1行目) ↓ 「深厚ニ」(墨)

・芳川が草案四において文を分けた所を、元田が再びくつつけた。

② 「発揚セシ」(2行目) ↓ 「発揚セル」(書き改め)

③ 「乃」(2行目) ↓ 「我」(墨)

④ 「述へ愛敬惟レ一始終」(2行目) ↓ 「継キ愛敬惟レ一終始」(書き改め)

⑤ 「親族和睦ヒ朋友相厚クシテ相欺カス隣里相保チテ相争ハス虚偽ヲ去リテ誠実ヲ主トシ」(3〜4行目) ↓ 「朋友相信シ賢ヲ尊ヒ老ヲ安ンシ弱キヲ扶ケ幼キヲ慈シミ誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重ンジ」(墨)

・「隣里相保チテ相争ハス」を消し、利益線を積極的に防護することを妨げないようにしたのである。^{*17}元田は枢密顧問官として、山県有朋内閣の方針を理解していたと思われる。

⑥ 「己」(4行目) ↓ 「己レ」(書き改め)

⑦ 「信愛衆ニ及ホシ貴賤各々其学ヲ勤メ其業ヲ習ヒ」(4行目) ↓ 「義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及ホシ和シテ同セス性ニ率ヒテ学ヲ勤メ才ニ依テ業ヲ習フ」(墨)

⑧ 「其器」(4行目) ↓ 「各其ノ器」(墨)

⑨ 「成シ啻其身家ヲ安ンスルニ止マラス」(4〜5行目) ↓ 「成ス唯身家ヲ成立スルニ止マラス進ンテ必済スコトアリ近利ヲ謀ラス遠猷ヲ思ヒ小功ヲ見ス大忠ニ志シ」(書き改めと墨)

・一文が長すぎるため、「成ス」で文章を分けたのであろう。また、小さい成功に満足せずに、積極的に大きい目標に挑むように説いた。元田は、日本がこれから近代国家として生きていくためには、このような姿勢が国民に必要であると考えたのであろう。

⑩ 「世道」(5行目) ↓ 「経綸」(墨)

・「公益」「国憲国法」「国家隆盛」と、国に関する言葉が続いているため、「世道」(道德)より「経綸」(国を治めること)の方が適していると考えたのであろう。

⑪ 「章明」(5行目) ↓ 「宣揚」(墨)

⑫ 「国家ノ基礎ヲ隆盛」(5行目) ↓ 「国家隆盛ノ基礎ヲ鞏固」(書き改め)

⑬ 「大節難ニ殉シ」(5、6行目) ↓ 「鞠躬難ニ殉シ屈セス撓マス謀ヲ好テ善ク断シ」(墨)

・「鞠躬」して(天皇や皇室を)敬つて) 困難な事態に身を投げ出すように、と心構えまで説いた。元田がそれだけ天皇を敬っていたということであろう。

⑭ 「宣へ」(6行目) ↓ 「伸へ」(墨)

⑮ 「恢弘スヘシ」(6行目) ↓ 「恢張スヘキナリ」(墨)

⑯ 「世界ニ顕著ナル国粹タルヘキナリ」(6、7行目) ↓ 「我国ノ粹美ヲシテ世界ニ表彰スルニ足レリ」(書き改めと墨)

・「世界ニ顕著ナル国粹タルヘキナリ」では、日本の長所がまだ世界で際立っていないように聞こえるため、「日本の美しさはすでに世界に誇れるものである」という意味に改めたのであろう。

⑰ 「守ルヘキ所凡」(7行目) ↓ 「遵守スル所凡ソ」(墨)

・これまでに述べた道徳を単に守るのではなく、それにきちんと従いながらそれを守る、という意味に改めた。

⑱ 「遵由」(8行目) ↓ 「脩明」(墨)

・⑰の修正によって「遵守」と「遵由」(頼りにしてそれに従う)が近くにあることになり、読みにくいため、後者を「脩明」(明らかにする)に改めたのであろう。

⑲ 「爾臣民宜シク本末ノ序ヲ明ラカニシテ内外ノ弁ヲ審カニシテ教育ノ標準ヲ愆ルコトナカルヘシ」(8、9行目) ↓ 削除(書き改め)

・元田は草案七においてこの一文を加えたが、しつこくなると思つて消したのであろう。

元田による修正後の井上草案八―一は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分、――は墨で修正を加えられた部分を示す。

【井上草案八―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ニ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ我^③国体ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民此ノ国体ニ基ツキ此ノ祖徳ヲ繼^④キ愛敬惟レ一終始渝ラス父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ朋友相信シ賢ヲ尊ヒ老ヲ安シ弱キヲ扶ケ幼キヲ慈シミ誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重^⑤ンジ恭儉己レヲ持シ義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及ホシ和シテ同セス性ニ率ヒテ学ヲ勤メ才ニ依テ業ヲ習フ知能ヲ啓發シ徳量ヲ拡充シ以テ各其ノ器ヲ成ス唯身家ヲ成立スルニ止マラス進ンテ必済スコトアリ近利ヲ謀ラス遠猷ヲ思ヒ小功ヲ見ス大忠ニ志シ進ンテ公益ヲ広メ經綸ヲ興シ国憲国法ヲ宣揚シ以テ国家隆盛ノ基礎ヲ鞏固ニシ緩急事アレハ鞠躬難ニ殉シ屈セス撓マス謀ヲ好テ善ク断シ義勇ヲ奮ヒ国威ヲ伸ヘ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ恢張スヘキナリ此ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民ナルノミナラス又我國ノ粹美ヲシテ世界ニ表彰スルニ足レリ斯ノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スル所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民ト俱ニ脩明^⑧シテ益々光大ナランコトヲ庶幾フ^⑨

井上草案九

井上草案八の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある^{*18}。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の三番目の草案を「井上草案九―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の三番目の草案を

「井上草案九―二」^{*19}、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の三番目の草案を「井上草案九―三」、稲田が前掲のもの（本論文での「井上草案八」）に次ぐ元田自筆の修正試案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案九―四」とする^{*20}。

草案九―一と草案九―二は無罫紙四頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正を加えられ、上欄外に墨で別案を書かれている。草案九―三は一〇行罫紙四頁に墨で書かれ、朱で修正と別案を加えられている。草案九―四は「五楽園罫紙」に書かれていると見られている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが^{*21}、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案九―一について考察する。

海後宗臣も稲田正次も梅溪昇も、草案九の原本では、本文は元田によって書かれていたと見ている^{*22}。だが、これに修正と別案を加えた人物については、三人の意見が異なっている。まず、海後は草案の修正方法（修正の別案を上欄外に「……如何」と書くなど）が、「井上が後の修正（本論文での「井上草案一―」など―引用者注）においても使っている形式である」こと、あるいは、元田が草案九における修正をすべて認めて、次の「井上草案一〇」以降で使っていることなどから、井上が修正と別案を加えたと考えている^{*23}。

それに対して、稲田は、草案九における「この書き入れ（修正と別案のこと―引用者注）は明らかに井上の自筆ではなく^{*24}、またこの段階でかような字句の修正を井上が元田へ申し入れるはずはないと思われる」こと、さらに、明治二三（一八九〇）年「八月二十六日付の元田の井上毅宛書翰を見ても（稲田は、この書簡に草案九が添えられていたと捉えている―引用者注）、その書翰を出す直前に元田が井上に意見を求めたと見られる形跡はない」ことから、草案九における「字句の修正を求めた書き入れは元田にきわめて近い別人によってなされた」と考えている^{*25}。

そして、梅溪は、元田が修正と別案を加えたと見ているが、その根拠を示していない^{*26}。しかし、本節では、徳大寺実則（侍従長）が修正と別案を加えたと考える。この修正と別案について探る手がかりは、井

上と元田の書簡にあるため、まず、明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡と、同月二八日付の元田宛井上書簡と、同月三一日付の井上宛元田書簡を見ておきたい。

明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡

先頃御内示之教育勅諭文、近日上奏ニ相成候由ニ而、老拙儀へ御下問被為在、段々思召被為在候而、熟考申上候様御内命を蒙り候故、不得止御受申上候、……実ニ重要之勅諭ニ而、誰か草案致候而も批難無之様ニ者至り兼候ト、貴兄ニも御辞退之由、御沙汰ニ而拝承致し、実ニ御尤ニ奉存候、……既に老拙へ被仰付候上者、愚味ながら考案を運らし、則別紙原稿ニ意見を加へ、修正致し候間、一応御内見へ入申候、貴兄御立案者御断ニ候得共、何卒老拙之為メニ御助力被下、別紙修正案御一見無御遠慮御刪正被下度相願申候、幸ニ首尾之文者、貴兄之御初稿を存し有之候、老拙も素より御同案ニ而間然無之候処、中間修身之条目を掲ケ候最緊要之処、聖慮ニ叶ヒ不申、則 旨を奉し而改正致し候へ共、文意適当もいかゞと恐怖仕候^{*27}、

八月二八日付の元田宛井上書簡

教育勅諭案ニ付、縷々懇示之趣奉敬領候、……高示之旨ニ従ひ、憚らず愚見申述候間、可然御取捨被成下度奉願候、此様之文字ハ、可成典故ありて莊重温雅ニ重複ヲ避ケ、又文人風ノ纖巧手段ノ嫌ヲ避ケ候方可然歟ニ奉存候^{*28}、

八月三一日付の井上宛元田書簡

昨日者遠方御使を被立、御懇書を以勅諭文案ニ羅縷之御教示を蒙り、御厚意忝く再三拝読仕候処、一々敬服之外無之、感謝之至ニ候、尤愚意猶足らざる所有之候故、再考修正致し、別紙ニ漢文ニ写し、呈上、更ニ御刪正ヲ願ヒ申候^{*29}、

元田は、「近日上奏」された「教育勅論文」（本論文での「井上草案五―一」）について天皇から下問されて、「熟考申上候様御内命を蒙り」、八月二六日付の井上宛書簡で、「愚味ながら考案を運らし則別紙原稿ニ意見を加へ、修正致し」たので、「御一見無御遠慮御刪正」して欲しいと述べ、この書簡と共に一編の草案を送った。これを草案「X」としておこう。草案Xを受け取った井上は八月二八日付の元田宛書簡で、教育勅語の「文字ハ、可成典故ありて莊重温雅ニ重複ヲ避ケ、又文人風ノ纖巧手段ノ嫌ヲ避ケ」るべきであると批判し、「憚らず愚見申述」べた文書を添えている。そのため、井上は草案Xには関わっていないと見られる。元田は、この二八日付の井上書簡を八月三〇日に受け取ると、「再考修正致し、別紙ニ漢文ニ写し」、それを八月三一日付の書簡と共に井上へ送った。現在残されている漢文の教育勅語草案は、本論文での「井上草案一二」と、九月三日付の元田宛井上書簡の通りに修正されている「井上草案一四」だけである。そのことから、元田が八月三一日付の書簡と共に井上へ送った漢文草案は、草案一二であると見られている^{*30}。

つまり、海後が言うように、井上が八月二八日付の元田宛書簡に添えた「憚らず愚見申述」べた文書は、漢文草案の直前に井上が書いた草案一^{*31}であり、元田が八月二六日付の書簡と共に井上へ送った草案Xは、その前の草案一〇であると見てよいだろう^{*32}。整理すると、次の通りである。

八月二六日付の元田書簡||井上へ草案一〇を送った。

八月二八日付の井上書簡||元田へ草案一^{*31}を送った。

八月三一日付の元田書簡||井上へ草案一二（漢文草案）を送った。

先に述べたように、草案九―四は「五楽園野紙」（元田専用の紙）に書かれていると見られている。また、これから考察するように、草案九から草案一〇への修正はわずかであり、草案九は草案一〇の下書きのように見られる。それゆえ、草案

九は、稲田と梅溪が言うように、元田側で書かれたと考えられる。

それでは、侍講であり、枢密院の長老である元田が書いた文章（草案九）に、修正と別案を加えられる人物、すなわち、「その言葉ではなく、別の言葉にしてはいかがか」と言える人物とは、誰であろうか。しかも、その修正と別案に基づいて、元田は草案一〇を書いているのである。先に述べたように、井上は草案一〇を批判しているため、その人物ではない。山県や芳川がここに急に出てきたとも思えない。

最も考えられる人物は、侍従長の徳大寺である。徳大寺は元田より二〇歳ほど年下であるが^{*33}、二人は共に宮中関係者であり、元田はその後、一〇月二四日に草案の最終修正意見を徳大寺に伝えている。そのため、二人は草案の文章について意見を言い合える関係にあったと思われる。

草案九の原本に修正と別案を加えた人物について、海後と稲田と梅溪と本節の違いを整理すると、海後は井上、稲田は「元田にきわめて近い別人」、梅溪は元田、本節では、徳大寺が加えたと考えている。

ところで、元田は右の八月二六日付の井上宛書簡で、教育勅語の推敲作業を一度辞退した井上に、「御助力」を要請している。梅溪は、井上が元田からの協力要請の後で積極的に起草に当たった理由は、「井上が『明治憲法』の制定においてその核心をなす『国体』、具体的には万世一系の皇室の主権性を保護拡張するために、……孝を中核とする儒教道徳の維持を緊要事と考えて」、「国会開会前に『明治憲法』の観念的支柱を樹立し終ろうと意図したためであった」と考えている^{*34}。

しかし、大日本帝国憲法の前文に、「帝国議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ」とあり^{*35}、明治一四年からの予定通り^{*36}、間もなく国会が開かれるということは、一年以上も前からわかっていたことである。井上が元田から協力を要請された明治二三年八月下旬の時点で、急に慌てたように、「国会開会前に『明治憲法』の観念的支柱を樹立し終ろう」と考えたとは思えない。

井上は同年七月に養病旅行に出掛けており^{*37}、体調に不安を抱えていたと思われる。そこに、元田が教育勅語の推敲作業に加わるようになったため、井上は元田に作業を任せようとしたが、元田から熱心に協力を要請されたため、再び作業に加

わることにしたと考えられる。

井上草案八―一から草案九―一への一回目の修正点は次の通りである。これらは、(原本では元田が)草案九―一を書く際に改めた部分である。濁点のみの修正を除く。

① 「深厚ニ」(1行目) ↓ 「深厚ナリ」

・元田は草案八においてここで文をくつつけたが、やはり一つの文として長すぎると思って、再び分けたのである。

② 「国体」(2行目の1つ目) ↓ 「国」

③ 「此ノ」(2行目に2つ) ↓ 削除

・わざわざ「此ノ」を付ける必要はないと考えたのであろう。

④ 「継キ」(2行目) ↓ 「述へ」

⑤ 「尊ヒ」(3行目) ↓ 「尊トヒ」

⑥ 「慈シミ」(3行目) ↓ 「慈ミ」

⑦ 「依テ業ヲ習フ」(4行目) ↓ 「因テ業ヲ習ヒ」

⑧ 「各其ノ」(5行目) ↓ 「各々其」

⑨ 「唯」(5行目) ↓ 「啻」

⑩ 「進ンテ必済スコトアリ近利ヲ謀ラス遠猷ヲ思ヒ小功ヲ見ス大忠ニ志シ進ンテ」(5～6行目) ↓ 「進テ必済スコトアリ小利ヲ見スシテ大忠ヲ志シ進功ヲ計ラスシテ遠猷ヲ思ヒ」

⑪ 「宣揚」(6行目) ↓ 「顕章」

⑫ 「基礎ヲ鞏固ニシ」(6行目) ↓ 「規模ヲ恢弘ニス」

⑬ 「屈セス撓マス謀ヲ好テ善ク断シ」(7行目) ↓ 削除

⑭ 「国威ヲ伸へ」（7行目）の後に、「神武殺サス謀ヲ好ンテ善ク断シ」を加えた。

⑮ 「恢張スヘキナリ」（7行目）↓「鞏固ニスヘシ」

・⑫の修正によって「恢弘」と「恢張」が近くにあることになり、読みにくいいため、後者を「鞏固」に改めたのであろう。また、皇室の運を「恢張ス」（広げる）より「鞏固ニス」（強くする）の方が、日本語として適していると考えたのであろう。

⑯ 「臣民ナル」（8行目）↓「臣民タル」

⑰ 「粹美ヲシテ」（8行目）↓「粹美ヲ」

⑱ 「遵守スル」（8行目）↓「遵守スヘキ」

・これまでに述べた道徳に従い、それを守るべきである、と意味を強めた。

⑲ 「俱ニ」（9行目）↓「共ニ」

・「俱ニ脩明」ではイ（にんべん）が続くため、「共ニ脩明」に改めたのであろう。

（原本では元田による）一回目の修正後の井上草案九―一は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分を示す。なお、文章の一部の右横や文字に○印が付けられているが、^{*38}修正とは異なるため、ここでは示さない。

【一回目の修正後の井上草案九―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ我国ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民^③国体ニ基ツキ^③祖徳ヲ述ヘ^④愛敬惟レ一終始渝ラス父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ朋友相信シ賢ヲ尊トヒ老ヲ安ンシ弱キヲ扶ケ幼キヲ慈ミ^⑥誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重ンシ恭儉己レヲ持シ義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及ホシ和シテ同セス性ニ率ヒテ学ヲ勤メ才ニ因テ業ヲ習ヒ^⑦知能ヲ啓發シ徳量ヲ拡充シ以テ各々其器ヲ成ス畜身家ヲ成立スルニ止マラス進テ必済スコトアリ小利ヲ見スシテ大忠ヲ志シ進功ヲ計ラス^⑧^⑨^⑩

シテ遠猷ヲ思ヒ公益ヲ広メ経綸ヲ興シ国憲国法ヲ顕章シ以テ国家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニス緩急事アレハ鞠躬難ニ殉シ^⑬義
 勇ヲ奮ヒ国威ヲ伸ヘ神武殺サス謀ヲ好ンテ善ク断シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ鞏固ニスヘシ此ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民^⑭
 タルノミナラス又我国ノ粹美ヲ世界ニ表彰スルニ足レリス道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所凡ソ^⑮
 古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民ト共ニ脩明シテ^⑯
 益々光大ナランコトヲ庶幾フ

井上草案九の原本では、徳大寺が一回目の修正後の草案九に、さらに次のように墨で修正を加えたと見られる。草案九
 一の上欄外に墨で書かれている別案も示す。

① 「一ニシテ」(1行目) ↓ 「一ニシ以テ」

② 「賢ヲ尊トヒ老ヲ安ンシ弱キヲ扶ケ幼キヲ慈ミ」(3行目) ↓ 削除

・もし本当に「緩急事アレハ」、敵味方を問わず、老人や幼児に被害が及ぶこともある。そのため、徳大寺は「賢
 ヲ尊ヒ老ヲ安ンシ弱キヲ扶ケ幼キヲ慈シ」の部分を消したのであろう。

③ 「率ヒ」(4行目) ↓ 「循ヒ」

④ 「成ス畜身家ヲ成立スルニ止マラス進テ必済スコトアリ小利ヲ見スシテ大忠ヲ志シ進功ヲ計ラスシテ遠猷ヲ思ヒ」(5
 行目) ↓ 「成シ宜シク小成ニ安ンセスシテ大忠ニ志シ進テ」

※ 「宜シクヲ更ニノ字ニ換フ如何」と別案がある。

・文章を簡潔にした。

⑤ 「国法ヲ顕章シ」(6行目) ↓ 「国法ニ率ヒ由リ」

⑥ 「恢弘ニス」(6行目) ↓ 「恢弘ニシ」

⑦ 「義勇」(6～7行目) ↓ 「武勇」

⑧ 「神武殺サス謀ヲ好ンテ善ク断シ」（7行目）↓削除

・「謀ヲ好ンテ」には、謀反や陰謀を好むというイメージがあるため、これを消したのである。

※ 「臣民」（2行目）に修正はないが、「臣民ノ下ニ斯ノヲ入ル如何」と別案がある。

（原本では徳大寺による）二回目の修正後の井上草案九―一は次の通りである。傍線の――は墨で修正を加えられた部分を示す。

【二回目の修正後の井上草案九―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ国ノ
光輝ヲ發揚セルハ此レ我国ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民国体ニ基ツキ祖徳ヲ述ヘ愛敬惟レ一終始渝ラス父
母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ朋友相信シ② 誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重ンシ恭儉己レヲ持シ義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及
ホシ和シテ同セス性ニ循ヒテ学ヲ勤メ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ徳量ヲ拡充シ以テ各々其器ヲ成シ宜シク小成ニ安
ンセスシテ大忠ニ志シ進テ公益ヲ広メ経綸ヲ興シ国憲国法ニ率ヒ由リ以テ国家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニシ緩急事アレハ鞠躬
難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ伸ヘ⑧ 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ鞏固ニスヘシ此ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又
我国ノ粹美ヲ世界ニ表彰スルニ足レリスノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣
ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民ト共ニ脩明シテ益々光大ナランコト
ヲ庶幾フ

井上草案一〇

井上草案九の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある^{*39}。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の一番目の草案を「井上草案一〇―一」、早稲田大

学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅諭関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の一番目の草案を「井上草案一〇―二」^{*40}、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の一番目の草案を「井上草案一〇―三」、稲田が元田の上奏案修正案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案一〇―四」とする^{*41}。

草案一〇―一と草案一〇―二は無罫紙三頁に墨で書かれ、部分的に墨で傍点（小さい〇印）を付けられている。草案一〇―三は一〇行罫紙三頁に墨で書かれ、朱で傍点を付けられている。草案一〇―四は「五楽園罫紙」に書かれていると見られている。

右の一〇―三は写しであり、これらの原本は大正一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが^{*42}、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案一〇―一について考察する。草案一〇の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られ、「井上草案九」の考察で述べたように、元田はそれを八月二六日付の書簡と共に井上へ送ったと見られている^{*43}。

井上草案九―一から草案一〇―一への修正点は次の通りである。これらは、（原本では元田が）草案一〇―一を書く際に改めた部分である。

- ① 「臣民」（2行目）の後に、「斯ノ」を加えた。
 - ・ この修正は、草案九―一の上欄外の別案によるものである。
- ② 「循ヒテ」（4行目）↓「循ヒ」
- ③ 「宜シク」（4行目）↓「更ニ」
 - ・ この修正は、草案九―一の上欄外の別案によるものである。
 - ・ 「宜シク」には天皇が国民に頼んでいるイメージがあるため、「更ニ」に改めたのであろう。
- ④ 「事アレハ」（5行目）↓「事アラハ」

⑤ 「共ニ」(8行目) ↓ 「俱ニ」

(原本では元田による) 修正後の井上草案一〇——は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分を示す。なお、文章の一部の右横に墨で○印が付けられているが^{*44}、修正とは異なるため、ここでは示さない。

【井上草案一〇——】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ国ノ光輝ヲ発揚セルハ此レ我国ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民斯^①ノ国体ニ基ツキ祖徳ヲ述ヘ愛敬惟レ一終始渝ラス父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ朋友相信シ誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重シ恭儉己レヲ持シ義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及ホシ和シテ同セス性ニ循ヒ学ヲ勤メ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ徳量ヲ拡充シ以テ各々其器ヲ成シ更ニ^③小成ニ安ンセスシテ大忠ニ志シ進テ公益ヲ広メ経綸ヲ興シ国憲国法ニ率ヒ由リ以テ国家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニシ緩急事アラハ鞠躬難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ伸ヘ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ鞏固ニスヘシ此ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又我国ノ粹美ヲ世界ニ表彰スルニ足レリスノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民ト俱ニ^⑤脩明シテ益々光大ナランコトヲ庶幾フ

井上草案一一

井上草案一〇の次に書かれたと見られている草案は四編(所蔵を確認できたものは三編)ある^{*45}。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種/大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の一〇番目の草案を「井上草案一一——」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の一〇番目の草案を「井上草案一一——」^{*46}、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚

の控」の一〇番目の草案を「井上草案一一―三」、稲田が元田の上奏案修正案に対する井上の修正意見と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、凶版もない）を「井上草案一一―四」とする^{*47}。

草案一一―一と草案一一―二は無罫紙三頁に墨で書かれ、部分的に朱で修正（「」も含む）を加えられ、上欄外に朱で注が書かれている。草案一一―三は一〇行罫紙三頁に墨で書かれ、朱で修正と注を加えられている。草案一一―四は「法制局罫紙」に書かれていると見られている。「」でくくられた言葉が次の「井上草案一二」にないため、この「」は削除を意味していると見られている^{*48}。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが^{*49}、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案一一―一について考察する。草案一一の原本では、本文も修正もすべて井上によって書かれていたと見られ、「井上草案九」の考察で述べたように、井上はそれを八月二八日付の書簡と共に元田へ送ったと見られている^{*50}。

井上草案一〇―一から草案一一―一への修正点は次の通りである。（書き改め）は（原本では井上が）草案一一―一を書く際に改めた部分、（朱）は朱で修正を加えた部分である。草案一一―一の上欄外に朱で書かれている注も示す。濁点のみの修正を除く。

① 「我」（1行目に2つ、2行目に1つ）↓「我カ」（朱）

※ 「我ハワ（又ハア）ト訓ム字ニテワカワレト訓マストキニハ振仮名ナカルヘカラズ」（傍点原文）、「我国ノ粹美ト謂フコト物足ラス心地ス我カ国風ノ粹美トシテハ如何」（傍点原文）と注記がある。

・ 井上は「我カ」「我レ」には送りがながいると述べている（注記の「振仮名」とは、送りがなの誤りであろう）。だが、現代では「我が」には送りがながいるが、「我」にはいらぬ。

② 「今」（2行目）↓朱の「」でくくった（削除）。

・ 「今爾臣民」では、今の臣民だけ（将来の臣民には関係ない）、という意味になると考えたため、「今」を消した

のであろう。

③ 「斯ノ国体ニ基ツキ」(2行目) ↓朱の「」でくくった(削除)。

・この前に「国体」という言葉が一度も出てきていないのに、「斯ノ国体」という言葉がここに急に出てくるのはおかしいと考えたのであろう。

④ 「祖徳ヲ述ヘ」(2行目) ↓「祖考ニ継述シ」(朱)

⑤ 「愛敬惟レ一終始渝ラス」(2、3行目) ↓朱の「」でくくった(削除)。

※「愛敬ヲ一物トシタルハ孝経ニ資ニ於事ニ母而以事ニ於父、其愛同也資ニ於事ニ君以事ニ於父、其敬同也トアレトモ此ハ惟一ノ意ニ非ス此ノ句恐ラクハ典故ヲ欠ク『終始渝ラズ』ノ一句亦突出ヲ覺ユ」と注記がある^{*51}。

⑥ 「相和ラキ」(3行目) ↓「相和キ」(朱)

・元田が草案七において現代と同じ送りがなに改めた所を、元に戻した。

⑦ 「誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重ンシ」(3行目) ↓削除(朱)

・井上は、誠実さや恥の意識の比重を軽くしたと見られる。

⑧ 「義ヲ見テ敢テ為シ」(3行目) ↓朱の「」でくくった(削除)。

⑨ 「和シテ同セス」(4行目) ↓朱の「」でくくった(削除)。

※「和而不_レ同、孔子ハ以テ君子ノ徳ヲ顕セリ今之ヲ衆庶ニ望ムハ恐クハ語ノ上ニ過ク且政堂ヲ諷諭スルノ嫌アリ之ヲ削ルコト如何」と注記がある。

・「和して同ぜず」(君子は協調するが、安易に同調しない)という言葉は、もともとは『論語』に書かれている。

この言葉は君子の行為を表しているため、井上はこれを国民の行為として教育勅語の中に入れるべきではないと考えた。

⑩ 「循ヒ」(4行目) ↓「循ヒテ」(書き改め)

⑪ 「徳量ヲ拡充シ以テ」(4行目) ↓ 削除(朱)

※ 「徳量ノ事ハ上文ニ之ヲ悉セリ此ニ挿入スルハ贅復ニ似タリ」と注記がある。

⑫ 「更ニ小成ニ安ンセスシテ大忠ニ志シ」(4～5行目) ↓ 削除(朱)

⑬ 「経綸ヲ興シ国憲国法ニ率ヒ由リ以テ国家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニシ緩急事アラハ鞠躬難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ伸ヘ」(5～6行目) ↓ 「世務ヲ開キ緩急事アレバ躬ヲ以テ国ニ殉シ」(朱)

※ 「経綸ノ字ハ中庸ニテハ聖人神聖ノ大作用トス此ニハ穩当ナラサルニ似タリ」と注記がある。

・ 「経綸」(国を治めること) という言葉は、『中庸』では聖人(高い学識や徳を備えている人)による尊い行為として書かれているため、井上はこれを国民の行為として教育勅語の中に入れるべきではないと考えた。

・ 井上が国憲国法に関する言葉を消したことについては長くなるため、草案一〇——から草案一一——への修正点を一通り挙げてから、詳しく述べることにする。

・ 「公益ヲ広メ世務ヲ開キ」と、漢字二文字の目的語+「ヒ」で始まる二文字の動詞、を二セット続けて対を作った。

・ 「鞠躬難ニ殉シ」という言葉は、一般国民には難しいため、「躬ヲ以テ国ニ殉シ」に改めたのであろう。

⑭ 「鞏固ニ」(6行目) ↓ 「扶翼」(朱)

⑮ 「我国ノ粹美ヲ世界ニ表彰スル」(6～7行目) ↓ 「興国ノ元素タル」(朱)

⑯ 「推シテ謬ラス」(8行目) ↓ 「通シ」(朱)

⑰ 「悖ルコトナシ」(8行目) ↓ 「悖ルコトナカルヘシ」(朱)

⑱ 「俱ニ脩明シテ益々光大ナラン」(8行目) ↓ 「共ニ修習シテ益々光明ニ進マム」(書き改めと朱)

※ 「詩(『詩経』のこと―引用者注)ニ文王ノ質ヲ頌シテ学有_三緝_三熙于光明ト云ヘリ」と注記がある。

さて、⑲の修正——井上が国憲国法に関する言葉を消したこと——についてである。

稲田は、「元来彼の初稿には国憲国法のこととはかかげられていなかったし、彼はこのことを必ず勅語の中に入れておらず、寧ろ不要でないかと考えていた」と推察している^{*52}。

しかし、大日本帝国憲法の起草に関わり、憲法を「国ノ生命」と重視し^{*53}、法制局長官であった井上が、国憲国法に関する言葉を彼の初稿に入れていなかったとはいえ（この言葉が入ったのは草案二から）、「寧ろ不要でないかと考えていた」とは思えない。その一方で、元田は、「斯の如き句は教育勅語に加はらなくても、忠孝の教旨が徹底すれば、当然其目的を達することになるのである」と主張していた^{*54}。つまり、井上は推敲作業の相方である元田の主張に合わせて、国憲国法に関する言葉を消したと考えられる。

（原本では井上による）修正後の井上草案一一一は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分、⋮は朱で修正を加えられた部分を示す。

【井上草案一一一】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ
国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ我カ国ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ^②爾臣民^③祖考ニ繼述シ^⑤父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫
婦相和キ朋友相信シ^⑦恭儉己レヲ持シ^⑧博愛衆ニ及ボシ^⑨性ニ循ヒテ学ヲ勤メ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ^⑩各々其
器ヲ成シ^⑫進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ緩急事アレバ躬ヲ以テ国ニ殉シ^⑬以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ此ノ如キハ独リ
朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ又興国ノ元素タルニ足レリ斯ノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所凡
ソ古今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハズ以テ上下ニ通シ^⑮以テ中外ニ施シテ悖ルコトナカルヘシ朕爾臣民ト共ニ修習シテ
益々光明ニ進マムコトヲ庶幾フ

井上草案一一一

井上草案一一の次に書かれたと見られている草案は^{*55}、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅語草案東塾翁尺牘」の中にあり、これを「井上草案一二」とする。草案一二は漢文体で巻紙（横長の無野紙）に墨で書かれ、墨で修正を加えられ、右欄外に墨で注を書かれている。この草案は、元田が八月三十一日付の書簡と共に井上へ送った草案の「草稿」であると見られている^{*56}。

元田が草案一二を漢文で書いた理由として、二つ考えられる。一つは、送りがななどの細かい点は井上に任せるつもりであったから。もう一つは、漢文としても美しい文章にしたかったからである。

なお、梅溪は、草案一二は本論文での「井上草案一三」を「漢文とし修正を加えたもの」であると見ているが^{*57}、これは誤りであろう。草案一二の方が早い（草案一一に近い）段階のものであることは明らかである。

井上草案一一から草案一二への修正点は次の通りである。（書き改め）は元田が草案一二を書く際に改めた部分、（墨）は墨で修正を加えた部分である。草案一二の右欄外に墨で書かれている注も示す。

① 「我カ国ノ粹美」（2行目）↓「我国体元素」（書き改め）

※「原文国風ノ粹美ヲ国体ノ元泰ニ換フ重一重ヲ加フ」と注記がある。

② 「祖考ニ継述シ」（2行目）↓「継述祖考終始一誠」（墨）

※「祖考ノ下ニ終始一誠ノ一句ヲ加ヘテ一篇ノ骨子トス」と注記がある。

③ 「性ニ循ヒテ学ヲ勤メ」（3行目）↓「率性為学」（書き改め）

④ 「各々其器ヲ成シ」（3〜4行目）↓「成其德器」（書き改め）

※「原文各其器ヲ成スニ徳ノ字ヲ挟入スルハ器ヲ成スト徳ヲ成スト学問ノ功大ニ差アルヲ以テ器ヲ成スノ一偏ニ止マラサルヲ示ス為メナリ」と注記がある。

・「成其徳」の右横に小さく、「各成其」と書き加えられている。だが、右の注記と、「成其徳」が消されていないこと、さらに、井上が明治二三年九月三日付の元田宛書簡で「成其德器」について意見を述べていることから、

ここでは「各成其」の書き加えを修正とは見ないことにする。

⑤ 「興国ノ元素タルニ足レリ」（5行目）↓「足以済皇国之美矣」（墨）

※ 「興国ノ元素タルニ足レリヲ皇国ノ美ヲ済スニ換フ」と注記がある。

⑥ 「爾臣民ト共ニ修習シテ益々光明ニ進マムコトヲ庶幾フ」（6〜7行目）↓「庶幾与爾臣民俱脩明而益進光大也」（墨）

※ 「末句脩習光明ノ修正ハ原案優レルヲ覺フ且光大ノ文字熟字モアレハナリ進ムノ字ハ省クヲ可トスルニ似タリ」と注記がある。

元田による修正後の井上草案一二は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、——は墨で修正を加えられた部分を示す。

【井上草案一二】

朕惟我皇祖皇宗肇国久遠樹德深厚我臣民亦克忠克孝億兆一心以發揚国之光輝此我国体元素而実教育之本源也爾臣民繼述祖考終始一誠孝於父母友於兄弟夫婦相和朋友相信恭儉持己博愛及衆率性為学因才習業啓發知能成其德器進広公益開世務緩急有事以身殉国可以扶翼天壤無窮之皇運矣如是不特朕忠良之臣民又足以済皇国之美矣斯道也我祖宗之遺訓而子孫臣民所當俱遵守凡不問古今異同与風氣變遷可以通上下而不謬以施中外而無悖朕庶幾与爾臣民俱脩明而益進光大也

次に引用するように、井上は明治二三年九月三日付の元田宛書簡で、元田の書いた草案（草案一二を浄書したもの）を、「簡逕明確字々有千金之重」と賞賛しながらも、「漢文として玩味する時ハ、稍あきたらぬ心地の文字あり」と述べ^{*58}、再考すべき箇所を列挙し、細かい部分については元田に任せた。なお、引用文の上にあるアルファベットは、次の「井上草案一三」と「井上草案一四」の考察で使うために、引用者が便宜的に付けたものである。また、引用する際に、改行の箇所を一部変えた。

- A 發_二揚国之光輝_一ハ、發揚耿光としては如何……又ハ世済_二厥ノ美_一伝左としたら尤佳……
- B 繼_二述祖考_一ハ、祖先ノ方妥貼ナラン、下ニ孝_二於父母_一とあれハ又重複ノ嫌モアリ、
- C 終始一誠ハ、名臣ノ伝銘ニ熟用スレトモ、此処ニハオリアヒ悪シ、
- D 率性云々、四句駢驪輕浮ノ嫌アリ、率_レ性_レ為_レ学ハ修_レ学ニ作ルヘシ、
- E 成_二其德器_一ハ、成_二就德器_一ニ作ル、却テ古ナリ、
- F 又、足以済皇国之美也ハ^{*59}、又足_三以承_二祖考_一尚書之大烈_一也に作る歟、或ハ下文と重複之嫌あらハ、又足_三以宣_二揚国之耿光_一也となし、
- G 上文發_二揚国之光輝_一ノ句ハ断シテ世済_二厥美_一ニ作るへし、惟タ閣下ノ扱フ所ノミ、
- H 斯道也ノ下、実_ニノ一字不可欠、
- I 我祖宗之遺訓ハ、皇祖皇宗之遺訓ニ作ラハ、冒頭ト相応シテ鏘然ノ響アリ、
- J 無悖ハ、ヤハレ中庸ニ依リ不_レ悖ニ作ル方強シ、……
- K 脩明而益光大ノ一句、精練ヲ欠ク、服庸而不_レ失、又ハ拳々服膺而終始惟一とすへし、修明ノ字古雅ナリヤ、
- L 再読スルニ、肇_レ国久遠ハ宏遠ニ作ルヘシ史記高祖本記ニ規模弘遠……
- 右、可然御取捨被成度、高示ニ任候而御参考ニ供候（傍点原文）^{*60}

そして、井上はこの書簡の最後で、「再申、他ハとも角も終始一誠ノ一句ハ、必不可不削修明光大之末句ハ不可不改」と述べ^{*61}、「終始一誠」の削除と文末の修正を強く求めた。

井上草案一三

井上草案一二の次に書かれたと見られている草案（草案一二がほぼそのまま和文にされたもの）は五編（所蔵を確認できたものは三編）ある^{*62}。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の二番目の草案を「井上草案一三一―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の二番目の草案を「井上草案一三―二」^{*63}、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の二番目の草案を「井上草案一三―三」、稲田が日本文の再修正案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案一三―四」、彼がその浄書と見ている草案（同）を「井上草案一三―五」とする^{*64}。

草案一三―一と草案一三―二は無罫紙六頁に墨で書かれ、部分的に朱と墨で修正を加えられている。草案一三―三は一〇行罫紙六頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。草案一三―四は「巻紙」、草案一三―五は「貴春罫紙」に書かれていると見られている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが^{*65}、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案一三―一について考察する。草案一三の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている^{*66}。

修正前の井上草案一三―一は次の通りである。これは、草案一二（漢文）がほぼそのまま和文にされたものである。

【修正前の井上草案一三―一】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ
国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ我カ国体ノ元素ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾臣民祖考ニ継述シ終始一誠レ父母ニ孝ニ兄弟ニ友
ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ性ニ率ヒテ学ヲ為シ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ其ノ徳器ヲ
成シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ緩急事アレハ躬ヲ以テ国ニ殉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ此ノ如キハ独リ朕力忠

良ノ臣民タルノミナラス又以テ皇国ノ美ヲ済スニ足レリスノ道ハ我カ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ通シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナカルヘシ朕爾臣民ト俱ニ脩明シテ益々光大ナランコトヲ庶幾フ

右に引用した文章への修正点は次の通りである。これらは、(原本では元田が) 墨で修正を加えた部分である。アルファベットは、「井上草案一二」の考察の最後に引用した九月三日付の元田宛井上書簡における、井上の修正意見に対応する。

① 「久遠」(1行目) ↓ 「宏遠」 L

・ 「国ヲ肇ムルコト久遠ニ」では、「ク」と「キュ」が近くにあって読みにくいと、井上は「久遠」を「宏遠」に改めるように、意見を出したのであろう。

② 「以テ国ノ光輝ヲ発揚」(1～2行目) ↓ 「世々厥ノ美ヲ済」 A、G

・ 井上の修正意見 A——『左伝』には「世済ニ厥ノ美」と書かれており、それに倣った方がよい——に基づいている。

③ 「祖考ニ継述シ終始^ニ惟^レ」(2行目) ↓ 「祖先ニ継述シ」 B、C

・ 朱で「一誠」を消してから、墨で「祖先ニ継述シ」に改めている。

・ 井上の修正意見 B——「祖考ニ継述シ終始^ニ惟^レ」父母ニ孝ニ」では、「コウ」が続く——に基づいている。

④ 「為シ」(3行目) ↓ 「脩メ」 D

・ 「為シ」を朱で「勤メ」に一旦改めてから、それを墨で「脩メ」に改めている。

・ 井上の修正意見 D——「為^レ学」では表現が軽い——に基づいている。

⑤ 「其ノ徳器ヲ成シ」(3～4行目) ↓ 「徳器ヲ成就シ」 E

・ 井上の修正意見 E——徳器を「成シ」という表現は古めかしい——に基づいている。

⑥ 「又以テ皇国ノ美ヲ済ス」(5行目) ↓ 「又以テ国ノ耿光ヲ宣揚スル」 F

・ 「又以テ皇国ノ美ヲ済ス」を朱で「実ニ以テ国家興隆ノ基礎タル」に一旦改めてから、それを墨で「又以テ国ノ耿光ヲ宣揚スル」に改めている。

⑦ 「我カ祖宗」(5行目) ↓ 「実ニ我カ皇祖皇宗」 H、I

・ 井上の修正意見 I——冒頭の「皇祖皇宗」と揃えた方がよい——に基づいている。

⑧ 「悖ルコトナカル」(6行目) ↓ 「悖ラザル」 J

・ 井上の修正意見 J——『中庸』には「不悖」と書かれており、それに倣った方がよい——に基づいている。

⑨ 「脩明シテ益々光大」(6〜7行目) ↓ 「拳々服膺シテ終始惟レ一」 K

・ 井上の修正意見 K——「修明」という言葉は古めかしい——に基づいている。

(原本では元田による) 修正後の井上草案一三——は次の通りである。傍線の——は墨で修正を加えられた部分を示す。

【修正後の井上草案一三——】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠^①ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ世々^②厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ元素ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾臣民祖先^③ニ継述シ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ性ニ率ヒテ学ヲ脩メ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ緩急事アレハ躬ヲ以テ国ニ殉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ此ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ国ノ耿光ヲ宣揚スルニ足レリス道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ通シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラザルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ終始惟レ一ナランコトヲ庶幾フ

井上草案一四

井上草案一二（漢文）と同じ文章が、右の九月三日付の元田宛井上書簡における井上の意見の通りに修正を加えられていると見られている草案は^{*67}、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目に所収の「徳教之勅語案 元田朱字加筆」であり^{*68}、これを「井上草案一四」とする。

草案一四の原本の、現在の所蔵場所は不明である。本論文で扱う草案一四は、二〇〇字詰の原稿用紙二頁に黒の細ペンで書かれ、部分的に同じペンで修正を加えられ、上欄外に同じペンで注を書かれている。草案一四の一行目に「元田朱字加筆」と書かれていることから、草案一四の原本では、元田によって本文が墨で書かれ、それに元田による朱での修正と注が加えられていたと見られている^{*69}。草案一四の原本は、教育勅語の文章が完成した後で、他の文書と共に上奏されたと思われるが、これについては本章第四節の、「井上草案二〇」の考察の後で詳しく述べたい。

井上草案一二から草案一四への修正点は次の通りである。（書き改め）は（原本では元田が）草案一四を書く際に改めた部分、（朱）は原本では朱（現存の草案では黒の細ペン）で修正を加えた部分である。アルファベットは、「井上草案一二」の考察の最後に引用した九月三日付の元田宛井上書簡における、井上の修正意見に対応する。

- ① 「久遠」（1行目）↓「宏遠」（朱） L
- ② 「以發揚国之光輝」（1行目）↓「世濟厥美」（朱） A、G
- ③ 「祖考終始一誠」（2行目）↓「祖先」（朱） B、C
- ④ 「為学」（2行目）↓「脩学」（朱） D
- ⑤ 「成其」（2行目）↓「成就」（朱） E
- ⑥ 「身」（3行目）↓「躬」（書き改め）
- ⑦ 「矣」（3行目の1つ目）↓削除（朱）
- ⑧ 「濟皇国之美矣」（3行目）↓「宣揚国之耿光也」（書き改めと朱） F

⑨ 「我祖宗」(3行目) ↓ 「実我皇祖宗」(朱) H、I

⑩ 「無悖」(4行目) ↓ 「不悖」(朱) J

⑪ 「脩明而益進光大也」(4行目) ↓ 「拳々服膺而終始惟一也」(朱) K

右の元田による草案一二から草案一四への修正は、次に示す九月五日付の井上宛元田書簡の内容と一致している。また、井上は同月六日付の元田宛書簡で、修正意見を受け入れてくれたことに感謝している。これらのことから、元田は草案一四の原本を浄書したものを、九月五日付の書簡と共に井上へ送ったと考えられている。^{*70}

明治二三年九月五日付の井上宛元田書簡

高諭之如ク、世済厥美、又足以宣揚国之耿光と改メ、終始一誠ノ句者削除し、祖先ニ改メ成就徳器ニ作り、実我皇祖宗之遺訓となし申候、末文修明光大ノ字典故を覚へ不申候得共、修学明德、又者修身明道と連続仕候へ者難なしと存し申候、然し御修正ニ従ひ、拳々服膺而終始惟一ニ致シ申候^{*71}、

九月六日付の元田宛井上書簡

五日之貴書、只今拝読、愚見御参考迄ニ申上候処、一々御採用被下候事、実ニ小生ニ於而本懐之至、挹遜之高誼深重感佩之外無之候^{*72}、

草案一四における元田の修正について、稲田は、「元田は自説を少しも固執することなく、井上の意見を殆んど全部容れるという雅量を示したのであって、このことは元田が勅語起草の重大性を深く自覚していたためであると思われる」と述べている。^{*73}

さらに、本節では、教育勅語の制定を強く望んでいた元田は^{*74}、もし井上と意見が対立すれば、勅語の制定計画自体が滞

ったり、廃止されたりすることになりかねないと察していたため、できるだけ井上に合わせようとしたと考える。

ところで、海後と稲田は、本論文での「井上草案一四」↓「井上草案一三」の順に考察しているが^{*75}、梅溪は本論文と同様に、「井上草案一三」↓「井上草案一四」の順に考察している^{*76}。草案一三と草案一四における修正を比べると、次の通りである。

井上草案一三における修正

「学ヲ為シ」↓「学ヲ勤メ」に一旦改めてから↓「学ヲ脩メ」

「又以テ皇国ノ美ヲ済ス」↓「実ニ以テ国家興隆ノ基礎タル」に一旦改めてから↓「又以テ国ノ耿光ヲ宣揚スル」

井上草案一四における修正

「為学」↓「脩学」

「済皇国之美」↓「宣揚国之耿光」

草案一四には途中の修正過程（「勤メ」など）の形跡がないため、本論文では「井上草案一三」↓「井上草案一四」の順に考察した。

（原本では元田による）修正後の井上草案一四は次の通りである。この文章は草案一三、及び、次に考察する「浄書一」が漢文にされたものである^{*77}。傍線の――は書き改められた部分、⋮は原本では朱（現存の草案では黒の細ペン）で修正を加えられた部分を示す。草案一四には送りがなや返り点も付けられているが、ここでは示さない。

【井上草案一四】

徳教之勅語案 元田朱字加筆

朕惟我皇祖皇宗肇国宏遠樹徳深厚我臣民亦克忠克孝億兆一心世濟厥美此我国体元素而実教育之本源也爾臣民繼述祖先孝於父母友於兄弟夫婦相和朋友相信恭儉持己博愛及衆率性脩学因才習業啓發知能成就徳器進広公益開世務緩急有事以躬殉国可以扶翼天壤無窮之皇運^⑦如是不特朕忠良之臣民又足以宣揚国之耿光也斯道也實我皇祖皇宗之遺訓而子孫臣民所当俱遵守凡不問古今異同与風氣變遷可以通上下而不謬以施中外而不悖朕庶幾与爾臣民俱拳々服膺而終始惟一也

5

さらに、草案一四の上欄外には、（原本では元田による朱で）次のように記されている。この注記は草案一二の右欄外の注記と少し異なっており、その内容は草案一一から草案一二への修正に関わるものである。

国風ノ粹美ヲ国体ノ元泰ニ換ヘテ重一重ヲ加フ

祖考ノ下ニ終始一誠ノ一句ヲ加ヘテ一篇ノ骨子トス

原文学ヲ勤ムニ作ル為スノ字恰モ好シ

其器ヲ成スニ徳ノ字ヲ挟入スルハ器ヲ成スト徳ヲ成スト学問ノ効等差アルヲ以テ器ヲ成スノ一偏ニ止マラサルヲ示スナリ

興国ノ元素ヲ皇国ノ美ヲ済スニ換フ

不謬ノ二字削ラスシテ脱カ可ナランカ

脩習光明ハ原案ノ脩明光大ノ文字優レルヲ覺フ進ムノ字モ省クヲ可トスルニ似タリ

字再按

それから、元田が草案一四の完成後に、草案五から草案一三までの推敲過程をまとめたと見られている草案が三種類ある

(以下、「推敲過程まとめ草案」と称する)^{*78}。次に述べるように、その二種類は下書き、残りの一種類は浄書と見られ、ここでは、これらを「下書き一」「下書き二」「浄書」と称する。これらの内容はこれまでの考察と重複するため、本節では、現在の所蔵場所などを整理するにとどめたい。

下書き一

推敲過程まとめ草案の中で、最初に書かれたと見られている草案は四編(所蔵を確認できたものは三編)ある^{*79}。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種/大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の一番目の草案を「下書き一一一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の一番目の草案を「下書き一一二」^{*80}、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の一番目の草案を「下書き一一三」、稲田が「勅諭文原稿」と題する草案と見ている草案(現在の所蔵場所は不明で、図版もない)を「下書き一一四」とする^{*81}。

下書き一一一と下書き一一二は無罫紙三頁に、墨で「勅諭文原稿」という題と本文(草案五一一とほぼ同文)を書かれ、上欄外に墨で注を書かれている。下書き一一三は一〇行罫紙三頁に墨で題と本文を書かれ、朱で注を書かれている。下書き一一四は「五楽園罫紙」に書かれていると見られている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが^{*82}、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。

「井上草案九」の考察で引用したように、元田は明治二三年八月二六日付の井上宛書簡で、「先頃御内示之教育勅諭文(本論文での「井上草案五一一」のこと―引用者注)、近日上奏ニ相成候由ニ而、老拙儀へ御下問被為在、段々思召被為在候而、熟考申上候様御内命を蒙り候故、不得止御受申上候」と述べている^{*83}。

梅溪は右の書簡から、『勅諭文原稿』(本論文での「下書き一」の本文のこと―引用者注)は、天皇が元田に修正を命じ

て下付したものに相当し、したがってこれは内閣から内覧に供した勅語（本論文での「井上草案五―一」のこと―引用者注）の原案」であり、「事実八月末以降、この『勅諭文原稿』を原文として（本論文での「井上草案六」以降の―引用者注）修正が進められていくのである」と捉えている^{*84}。確かに、下書き一の本文（『勅諭文原稿』の上欄外の注を除いた部分）の内容は、草案五―一と同じであり、「八月末」には作られていたと考えられる。

しかし、下書き一自体は、「八月末」にはまだ書かれていない。下書き一の上欄外の注の最後に「拳々云々ニ脩正ス」と書かれているため、下書き一は草案一三の修正後に書かれたものである。そして、先に述べたように、草案一四は草案一三が漢文にされたものであり、草案一三の浄書のようなものである。そのため、「井上草案一三」↓「井上草案一四」↓「下書き一」の順に、原本が作成されたと見られる。草案一四（原本）が九月五日付の井上宛元田書簡に添えられたものであると考えられるため、下書き一（原本）は九月五日以降に書かれたものである。すなわち、草案六以降の修正は下書き一（『勅諭文原稿』）ではなく、草案五―一を原文として進められたのである。

また、海後は、元田は「修正の責任者」であり、「また天皇に修正の結果どのような勅語案文となったのかも奏上しなければならぬ任務をもっている」ため^{*85}、下書き一を作って推敲過程をまとめたと考えている。確かに、元田にはそのような任務があったと思われる。

しかし、元田が下書き一を書いた理由は、それだけではないだろう。今日、元田に関する大量の文書が『元田永孚関係文書』として国会図書館憲政資料室に残されているように、彼は文書の整理にきちんとした人であった。そのため、草案が閣議に掛けられる直前の段階で（次の草案一五は閣議に掛けられたと見られている）、元田はそれまでの推敲過程をまとめておいたと思われる。

下書き一

下書き一の次に書かれたと見られている草案は三編ある^{*86}。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正

九年」に所収の「教育勅諭草案」の四番目の草案を「下書き二―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の四番目の草案を「下書き二―二」^{*87}、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の四番目の草案を「下書き二―三」とする。下書き二―一と下書き二―二は無罫紙四頁に墨で本文と修正過程を書かれ、上欄外に墨で注を書かれている。下書き二―三は一〇行罫紙四頁に墨で書かれ、朱で修正過程と注を書かれている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが^{*88}、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。

海後は下書き二について、「このような修正草案は元田がこれまでの本文修正を想起し、それをまとめて覚えとすためにつくったもので、これを（そのまま―引用者注）他人に示したりするような文書ではない」と見ている^{*89}。また、海後と稲田は、次の浄書は下書き二を基にして書かれていると指摘している^{*90}。

しかし、海後は下書き一と下書き二の大きな違い、すなわち、下書き二が作られた理由については触れていない。なぜ下書き二は作られたのか。それは、元田が草案の行と行の間に推敲過程を書き込むことにしたからである。下書き一において、彼は注で推敲過程を説明しているが、それでは読みにくいと感じたのであろう。下書き二は、元田が推敲過程をわかりやすく書き示そうと考えた末に生み出されたものなのである。

浄書

下書き二の浄書と見られている草案は二編ある^{*91}。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号8を「浄書―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「四」（右上欄外に黒の細ペンで「四」と書かれている）を「浄書―二」とする^{*92}。

浄書―一は貴春の一〇行罫紙（中央上部に菊の御紋、中央下部に「貴春」と印字された罫紙）五頁に、墨で一行空きに本

文（草案五―一とほぼ同文）を書かれ、そこに推敲過程を朱で書き加えられ、上欄外に朱で注を書かれている。

稲田は、浄書―一にある「芳川自筆の付箋には朱書は代書と認むとあるけれどもそれは誤解である」、すなわち、朱書きも元田の自筆である、と指摘している^{*93}。「浄書―一」と、元田による「元田草案一」と「元田草案二」を比べると、すべて同じ罫紙に同じ筆跡で書かれている^{*94}。つまり、稲田が指摘しているように、浄書―一は本文も朱文字も、元田によって書かれたものであると見てよいだろう。元田は浄書―一以外の草案（「元田草案一」など）では、削除する字句を朱線などで塗り消しているが、浄書―一では、削除する字句を朱線で囲み、元の字句を判別できるようにしている。

浄書―二は一二行罫紙四頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。

梅溪は、浄書―一は「天皇に対する修正報告案ともいうべき性質のものであった」と見て、「さきに八月末、元田へ天皇から修正の内命があった事情から^{*95}、恐らく元田はこの案（本論文での「浄書―一」のこと―引用者注）を九月上旬ころ内覧に供し、やがて山県・芳川らへ廻付された」と推察している^{*96}。

浄書―一は非常に丁寧に書かれているため、本節でも、これは天皇の内覧に供されたと考える。先に述べたように、下書き一は、元田が九月五日以降に書いたものである。そのため、梅溪が推察しているように、浄書―一は九月上旬中旬に内覧に供されたと考えられる。

海後も、元田は「詳細に修正の結果を天皇の内覧に供する責任をもっていた」ため、「浄書修正文」を作った、と次のように述べている。

元田が天皇から原文（本論文での「井上草案五―一」のこと―引用者注）修正の内命を受けていたのであるから^{*97}、天皇の内覧を願うことが必要で、そのために普通の修正文の形ではなくこのような浄書修正文が作られたのである。：
：殊に書簡（明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡のこと―引用者注）にある如く、中間修身の内容についての井上の立案が天皇の意にかなわなかったということであった^{*98}。その点を如何に修正したかについては、詳細に修正の結

果を天皇の内覧に供する責任をもっていたのである。^{*99}

確かに、元田には修正の結果を天皇の内覧に供する責任があった。

しかし、彼にはもつと簡単に、修正の結果（草案一三）だけを天皇の内覧に供して、その報告を終わりにすることもできたはずである。元田がそのようにせずに、草案五から草案一三までの推敲過程を詳細にまとめた背景には、「下書き一」の考察で述べたように、彼が文書の整理にきちんとした人であったということがあると思われる。

なお、海後は、元田文書の中に浄書より後の草案が少ないことから、本論文での「井上草案一五」以降は「文部省、内閣その他において検討され、更に修正を重ねられること」になり、「この後の修正には元田が常に関係していたことではない」と見ている。^{*100} 元田の役目は、浄書の作成によって一段落付いたと見てよいだろう。

井上草案一五

井上草案一四、及び、元田による推敲過程まとめ草案の次に書かれたと見られている草案は^{*101}、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号15であり、これを「井上草案一五」とする。草案一五は文部省の一〇行罫紙（中央下部に「文部省」と印字された罫紙）二頁に、複写版（紫インクの蒟蒻版）で印刷されたものであり、内閣などでの審議に使われるために、文部省で作成されたと見られている。^{*102}

山県有朋は明治二三年九月二三日付の井上宛書簡で、「勅諭改正按御送附拝承、簡短にして主義明瞭尤妙と存候」と述べている。^{*103} そして、芳川は九月二六日に「徳教ニ関スル勅諭ノ議」という閣議要請文書で、「案成リ浄写シテ恭ク之ヲ 陛下ニ捧ケ内旨ヲ伺ヒ奉リタルニ大要別紙ノ通ニテ然ルヘシトノ 御沙汰ヲ蒙レリ」と述べ、この文書を「別紙 勅諭草案」と共に山県へ提出した。^{*104}

まず、右の「別紙」と「別紙 勅諭草案」は同じものを指していると見られるが、これはどの草案のことであろうか。

海後は、これを本論文での「井上草案一九一一」と見ている^{*105}。それに対して、稲田は「井上草案一五」と見ている^{*106}。草案一九は修正箇所を紙を貼られ、その上に墨で修正を加えられている。そのため、閣議要請文書に添えられた草案としては雑な印象がある。それに比べて、草案一五は閣議要請文書と同じ文部省の一〇行野紙に、同じ筆跡の複写版で印刷されており、修正の書き加えなどもなされていない。稲田が言うように、草案一五が閣議要請文書に添えられていたと見てよいだろう。

そして、このことから、閣議要請文書の数日前（九月二二日頃）に井上から山県へ送られた「勅諭改正按」は、草案一五とほぼ同文であったと思われる。

右の山県書簡と芳川の閣議要請文書から、稲田は芳川らの当時の動きを次のように推測している。

芳川文部大臣は元田の奉答修正案（本論文での「浄書――」のこと――引用者注）を天皇から受取った後、いくらかの修正を必要とすると考え、山県総理大臣と会って協議した結果、やはり井上毅の意見をきくことにしたのである。……そこで、井上毅は芳川の意見を恐らく受け入れた上で、九月二十三日修正案を脱稿、山県の許へ提出し……山県は直ちにこの井上修正案を芳川に送り、芳川はそれをそのまま採択して文部案とし、三日後すなわち九月二十六日に閣議のたぬめ提出したのであると思われる^{*107}。

本節でも、右の山県書簡と芳川の閣議要請文書から、草案一三（その漢文が草案一四）から草案一五への修正点には、井上と芳川の意見が含まれていると考える。そして、芳川が修正にどのように関わっていたのかという点については、これから修正点を考察していく中で述べたい。

井上草案一三――一から草案一五への修正点は次の通りである。これらは草案一五の印刷の前に、井上（芳川・山県）らが改めた部分である。濁点のみの修正を除く。

- ① 「勅諭案」と題を付けた。
- ② 「一ニシ世々」(1行目) ↓ 「一ニシテ世二」
 ・ 「世二」を、海後は「世リ」、稲田は「世々」と読んでいる^{*108}。
- ③ 「元素ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ」(2行目) ↓ 「粹美ニシテ教養ノ道亦実ニ此ニ淵源ス」
- ④ 「性ニ率ヒテ学ヲ脩メ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能」(3行目) ↓ 「学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能」
 ・ 文章を簡潔にし、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ」と、「g」の音で始まる漢字一文字の目的語十二文字の動詞、を二セット
 続けて対を作った。
- ⑤ 「開キ」(4行目) の後に、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を加えた。
 ・ 国憲国法に関する言葉は草案二から草案一までであったが^{*109}、この言葉を再び本文に入れることについて内閣で
 意見が分かれた。この修正については長くなるため、草案一三―一から草案一五への修正点を一通り挙げてから、
 詳しく述べることにする。
- ⑥ 「躬ヲ以テ国ニ殉シ」(4行目) ↓ 「義勇公ニ奉シ」
 ・ 「義勇公ニ奉シ」は草案一から草案五まで、本文に入っていた言葉である。元田と井上は草案六から草案一三ま
 で、これよりもっと適した言葉がないか考えてみたが、結局、この言葉に戻った。
- ⑦ 「此ノ」(4行目) ↓ 「是ノ」
- ⑧ 「国ノ耿光ヲ宣揚スルニ足レリ」(5行目) ↓ 「皇祖皇宗ノ遺烈ヲ宣揚スルニ足ラン」
- ⑨ 「斯ノ道」(5行目) の前で改行した。
- ⑩ 「皇祖皇宗」(5行目) ↓ 「祖宗」
 ・ ⑧の修正によって「皇祖皇宗ノ遺烈」と「皇祖皇宗ノ遺訓」が近くにあることになり、読みにくいため、後者を
 「祖宗ノ遺訓」に改めたのであろう。

①「凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ通シテ謬ラス以テ」(5、6行目) ↓「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ」

・ 文章を簡潔にした。

まず、⑤の修正——井上らが「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を再び入れたこと——についてである。

江木千之によれば、「元田侍講は、斯の如き句(「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」のこと——引用者注)は教育勅語に加はらなくても、忠孝の教旨が徹底すれば、当然其目的を達することになるのであると主張し、芳川文部大臣は、今日の時勢に於ては、特に斯くの如き句を加へて、明かに此意を示さなくてはならぬと云ふことを主張し、中々議論が纏まらなかつた」とのことである。^{*10}そして、山県によれば、結局、「国憲国法云々ノコトニツキテハ芳川ノ上奏ニテ原案ニ復活スルコトナリ陛下ヨリモソノ通りニセヨトノ御詞アリシトノコト」であつた。^{*11}これらの記述から、国憲国法に関する言葉の復活は、一度これを消した井上ではなく、芳川の考えによるものであると思われる。

芳川が「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を復活させた背景には、次の二つがあると考えられる。一つは、稲田が指摘しているように^{*12}、進歩主義者らによる騒動である。

明治二三年九月一日、名古屋に集まっていた約百人の進歩主義者らが、内藤魯一(自由黨員、自由民権運動家)の提案で、「山県総理大臣に奉つる書」と「内閣諸公に呈して辞職を勧むるの書」を山県ら各大臣へ送つた。^{*13}進歩主義者らは前者において、大日本帝国憲法の第六七条——「憲法上ノ大権ニ基ケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」^{*14}——に「政府ノ同意」という条件があるということは、議会の力が制限されているということであり、この条項は政府の「無限の特権を明記したるもの」、「臣民の福利を危くする」ものである、とこの条項の廃止を主張した。^{*15}そして、同月一五日、大井憲太郎らの自由党、板垣退助らの愛国公党、河野広中らの大同俱樂部などが合同して、立憲自由党を結成した。

元田は教育勅語の完成後、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」が再び草案に入れられたことについて、「今之ヲ加フルハ方今：

：憲法ヲ非議スルコトアリ故ニ教育上此ノ二句ヲ加ヘテ要旨ヲ示ス」と述べており^{*116}、稲田は、この「憲法ヲ非議スルコト」を右の騒動と見ている^{*117}。

それから、本節では、芳川が「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を復活させた背景には、もう一つあると考える。それは、山県が存在である。右のような自由民権運動が行われていた明治二三年当時、山県は藩閥政府のリーダーであり、芳川はその一員であった。そして、二人とも「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」が、以前の草案に入っていた言葉であるということを知っていた^{*118}。つまり、芳川は藩閥政府を維持し、民権運動や進歩主義者らを合法的に鎮めるため、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を再び草案に入れて、これを国民にしつかりと教え込むことを山県と合意し、その上で、この言葉の復活を主張していたと考えられる。バックに山県がいたため、芳川はより強くこれを主張することができたと思われる。

井上らによる修正後の井上草案一五は次の通りである。傍線の——は印刷の前に改められた部分を示す。

【井上草案一五】

勅諭案^①

5
朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世^②
ニ厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ粹美ニシテ教養ノ道亦実ニ此ニ淵源ス爾臣民祖先ニ継述シ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫^③
婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世^④
務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ緩急事アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠^⑤
良ノ臣民タルノミナラス又以テ皇祖皇宗ノ遺烈ヲ宣揚スルニ足ラン^⑥
斯ノ道ハ実ニ我カ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサル^⑦
ヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ終始惟一ナランコトヲ庶幾フ^⑧
^⑨

草案一五は、前文・道徳内容・結語の三節から成っている。各内容は次の通りである。

前文… 朕が思うに、朕の先祖がはるか昔に国を建て、深厚な徳を立てた。朕の臣民が忠孝を尽くし、心を一つにして世の中にその美しさを示すことは、日本の国体の美しさであり、教養の道は実にここを源とする。

道徳内容… あなたたちは先祖が行ったように父母に孝行し、兄弟、夫や妻、友達と仲良くし、礼儀正しく、慎み深く、皆を愛して、学業を修めて、知能を発達させ、人徳や能力を完成させ、進んで国の役に立ち、常に憲法を重んじて法に従い、いざという時には義勇をもって奉仕し、永遠に続く皇室の運を助けるべきである。このように振る舞う人々は、朕の忠良な臣民であるというだけでなく、朕の先祖が残した功績を世の中にはつきりと示すことになるであろう。

結語… これらは朕の先祖が残した教訓であり、これからも代々守っていくべきものであり、古今東西誤りのないものである。朕も臣民と共にこれらを心に刻んで、ずっと守っていくことを強く願う。

そして、本節において、各草案の修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方をした点は次の八つである。

一つ目は、草案九における修正と別案は、徳大寺が加えたものであると見たことである。

二つ目は、井上は教育勅語の推敲作業を一度辞退したが、元田から熱心に協力を要請されたため、再び作業に加わることにしたと見たことである。

三つ目は、井上は推敲作業の相方である元田の主張に合わせたため、草案一一において国憲国法に関する言葉を消した、と見たことである。

四つ目は、元田が草案一二を漢文で書いた理由を二つ示したことである。一つは、送りがななどの細かい点は井上に任せるともりであったから。もう一つは、漢文としても美しい文章にしたかったからである。

五つ目は、元田は「推敲過程まとめ草案」の下書き一を九月五日以降に書いた、と見たことである。

六つ目は、元田は任務や責任のためだけでなく、文書の整理にきちんとした性格であったため、「推敲過程まとめ草案」の下書き一（原本）と浄書一を書いたと見たことである。

七つ目は、元田は草案の行と行の間に推敲過程を書き込むことにしたため、「推敲過程まとめ草案」の下書き二を作ったと見たことである。先行研究では、下書き二が作られた理由は触れられていない。

八つ目は、芳川が草案一五において「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を復活させた背景には、山県が存在もあつたと見たことである。

それから、本節で示した草案において、特に政治に関係し、修正を重ねられた部分が二か所ある。それは、国憲国法に関する言葉と、義勇に関する言葉の所である。

まず、国憲国法に関する言葉についてである。

井上草案五―一では「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」と書かれていたが、元田は草案六において、これを「進ンテ国憲ヲ章カニシ」に改めた。だが、元田は草案七で「国法」を再び本文に入れて「国憲国法ヲ章明シ」に改め、さらに、草案八で「国憲国法ヲ宣揚シ」、草案九で「国憲国法ヲ顕章シ」に改めた。それから、徳大寺が草案九で「国憲国法ニ率ヒ由リ」に改めたが、井上が草案一―一で、これをすべて消した。

しかし、井上は芳川らと草案一五で、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を再び本文に入れた。国憲国法に関する言葉の復活は、一度これを消した井上ではなく、芳川の考えによるものである。芳川がこの言葉を復活させた背景には、稲田が指摘しているような進歩主義者らによる騒動だけでなく、¹¹⁹山県が存在もあつたと考えられる。

次に、義勇に関する言葉についてである。

井上草案五―一では「義勇公ニ奉シ」と書かれていたが、元田は草案六において戦うことをより強調して、「緩急事アレハ義勇難ニ殉シ以テ国家隆盛ノ規模ヲ鞏固ニシ以テ武勇ヲ奮ヒ」に改めた。そして、元田は草案七で、これを「緩急事アレハ大節難ニ殉シ義勇ヲ奮ヒ」に改め、草案八では、天皇や皇室を敬って、困難な事態に身を投げ出すように、と心構えまで

説き、「緩急事アレハ鞠躬難ニ殉シ屈セス撓マス謀ヲ好テ善ク断シ義勇ヲ奮ヒ」に改めた。草案九で元田と徳大寺による修正の結果、「緩急事アレハ鞠躬難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ」になった。

それから、元田が草案一〇で「緩急事アラハ鞠躬難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ」に改めたが、井上が草案一一で「緩急事アレバ躬ヲ以テ国ニ殉シ」に改めた。井上は「鞠躬難ニ殉シ」という言葉は、一般国民には難しいと考えたのであろう。その後、井上や芳川らは草案一五で「緩急事アレハ義勇公ニ奉シ」に改めた。

「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」も「義勇公ニ奉シ」も、草案五―一に入っていた言葉である。元田や井上らはいろいろなじつてみたが、結局、「シンプル イズ ベスト」ということになったと思われる。そして、彼らが義勇に関する言葉の所に、特に力を入れて推敲していた背景には、軍の整備を進める清国や、朝鮮や対馬を狙うロシアが存在していたこと、さらに、世界各地で運河や鉄道の開発が進み、ヨーロッパ諸国の軍隊が日本に近づきやすくなっていたことがあると考えられる^{*120}。

ここまで、複写版の作成までの、井上草案の推敲過程を明らかにしてきた。次の節では、完成までの推敲過程について考察したい。

*1 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、二七三―二八〇頁。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、二二八―二二九頁。梅溪昇『教育勅語成立史―天皇制国家観の成立（下）―』青史出版、二〇〇〇年、八八―八九頁。

*2 この史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、48―49コマ。

- *3 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二八～二二九頁。
- *4 同右、一〇頁。
- *5 前掲『教育勅語成立史の研究』二七八頁、二八五頁。
- *6 同右、二八〇～二八二頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二九～二三〇頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』九〇～九二頁。
- *7 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、45～47コマ。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二九～二三〇頁。
- *8 同右、一〇頁。
- *9 前掲『教育勅語成立史の研究』二八〇頁、二八五頁。
- *10 同右、二八二～二八四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三〇～二三二頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』九一～九二頁。
- *11 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、34～36コマ。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三〇～二三二頁。
- *12 五楽園とは、元田永孚の私塾名である。
- *13 前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁。
- *14 前掲『教育勅語成立史の研究』二八二頁、二八五頁。
- *15 利益線については、本章第二節の「井上草案二」を参照。
- *16 前掲『教育勅語成立史の研究』二八五～二八八頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三一～二三二頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』九二～九三頁。

- *19 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、37〜40コマ。
 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三一〜二三二頁。
- *20 同右、一〇頁。
- *21 前掲『教育勅語成立史の研究』二八五頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三一頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八八頁、九二〜九三頁。
- *22 前掲『教育勅語成立史の研究』二八五頁。
- *23 前掲『教育勅語成立史の研究』二八五頁。
- *24 稲田は「井上草案九」の原本を使ったのであろうか。
- *25 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三一〜二三二頁。
- *26 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八八頁、九二〜九三頁。
- *27 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二二〇〜二二二頁。
- *28 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇三〜六〇四頁。
- *29 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二二頁。
- *30 前掲『教育勅語成立史の研究』二九三〜二九七頁。
- *31 同右、二九〇〜二九二頁、二九三頁。
- *32 同右、二八九頁。
- *33 元田永孚は、文政元（一八一八）年一〇月一日生、明治二四（一八九一）年一月二二日没（秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、五二〇頁）。徳大寺実則は、天保一〇（一八四〇）年一二月六日生、大正八（一九一九）年六月四日没（同右、三五二頁）。徳大寺は明治一七年三月二二日、宮内卿から侍従長に就任した（大正元年八月まで）（同右。金井之恭他『明治史料要職補任録』下巻、成章堂、一九〇三年、八九頁）。同史料は「国立国

- *34 会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>) で公開されており、参照箇所は60コマ。
 *35 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』一五七～一五八頁。
 国立公文書館所蔵「大日本帝国憲法」(請求番号 御 00284100)。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>) で公開されており、引用箇所は「大日本帝国憲法・御署名原本・明治二十二年・憲法二月十一日」Page 2。
 *36 同右。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、Page 1。国立公文書館所蔵「国会開設之勅諭」(明治一四年一月一日)(請求番号 附 A00304115)。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>) で公開されており、参照箇所は「公文附属の図・勅語類・(一五)国会開設之勅諭」Page 1～2。
 *37 本章第二節の「井上草案二」を参照。
 *38 この○印について、海後は、「その意味が確実には判断できないが、後に削除された字句であるので、(この草案を元田から内密に示された―引用者注) 井上が一読して問題があるので更に考案をめぐらす必要があるとの意を示したとも考えられる」と述べている(前掲『教育勅語成立史の研究』二八七頁)。それに対して、稲田は、この○印は「筆者である元田が、上奏案と彼の修正案(本論文での「井上草案五―」と、「井上草案九」の原本のこと―引用者注)との相違点をあらわすために付したものであると見ている(前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二頁)。
 *39 前掲『教育勅語成立史の研究』二八八～二八九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二～二三三頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』八七～八八頁。
 *40 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、61～63コマ。
 *41 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二～二三三頁。

*42 同右、一〇頁。

*43 前掲『教育勅語成立史の研究』二八八〜二八九頁。

*44 同右、二八九頁。海後は、この〇印の「多くが中間修身の条目のところであることから、（元田が―引用者注）特に重要であると考えられるところに」付したものであると見ている（同右）。それに対して、稲田は、この〇印は「文部上奏案（本論文での「井上草案五―」のこと―引用者注）になく、元田の修正にかかるもの（元田の修正によって変わったところ―引用者注）であることを示している」と見ている（前掲『教育勅語成立過程の研究』二三三頁）。

*45 前掲『教育勅語成立史の研究』二九〇〜二九三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三四〜二三六頁。前掲『教育勅語成立史―天皇制国家観の成立（下）―』九四〜九七頁。

*46 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、58〜60コマ。

*47 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三四〜二三六頁。

*48 前掲『教育勅語成立史の研究』二九一頁。

*49 前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁。

*50 前掲『教育勅語成立史の研究』二九〇〜二九三頁。前掲『教育勅語成立史―天皇制国家観の成立（下）―』九四頁、九六〜九七頁、一二三頁。

*51 『孝経』は儒教の經典の一つであり、孝行についての孔子と曾参（孔子の弟子）の問答である。

*52 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三三頁。

*53 井上毅「立憲施政意見」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、八四頁）。

*54 江木千之「教育勅語の渙発」（国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、国民精神文化研究所、一九三九年、四六五頁）。江木は明治二三年当時、文部省参事官であった（前掲『日本近現代人物履歴事典』八九頁）。

- *55 前掲『教育勅語成立史の研究』二九三～二九四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二六頁。
- *56 前掲『教育勅語成立史の研究』二九四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二六頁。
- *57 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二三九頁（図版一の図一二）。
- *58 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇四頁。
- *59 「井上草案一二」（元田が井上へ送った草案の草稿と見られているもの）では、「又足以濟皇国之美也」ではなく、「又足以濟皇国之美矣」である。
- *60 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇四～六〇五頁。漢字の右下に送りがなが小さく付けられている所があるが、原文のままである。
- *61 同右、六〇五頁。
- *62 前掲『教育勅語成立史の研究』二九八～三〇〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三七～二三八頁、二四一～二四二頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』九七～九九頁。
- *63 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、64～69コマ。
- *64 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三七～二三八頁、二四一～二四二頁。
- *65 同右、一〇頁。
- *66 前掲『教育勅語成立史の研究』二九九頁。
- *67 同右、二九三～二九七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三六～二三七頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』九九～一〇〇頁。
- *68 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一、リール番号22、394～395コマ。

*70 *69 前掲『教育勅語成立史の研究』二九四～二九七頁。
海後は、井上が明治二三年九月六日付の元田宛書簡で、同月「五日の手紙を六日にみたところ漢文案につけた九月三日

の井上修正意見が日々採用されているので私（井上のこと―引用者注）は本懐の至りであると元田に感謝の意を述べている」ことから、「この五日の元田書簡と共に井上に送られたのが草案十二（本論文での「井上草案一四」のこと―引用者注）である」と推定している（同右、二九八頁）。

*71 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二二頁。

*72 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇五頁。

*73 前掲『教育勅語成立過程の研究』二四二頁。

*74 本論文第一章第三節の初め（元田の基本的な思想）を参照。

*75 前掲『教育勅語成立史の研究』二九三～三〇〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三六～二三八頁。

*76 前掲『教育勅語成立史―天皇制国家観の成立（下）―』九七～一〇〇頁。

*77 「井上草案一三」と「浄書―一」の違いは、文章の一部の濁点と送りがなの付け方である。そのため、草案一四は、草案一三が漢文にされたものであり、浄書―一が漢文にされたものでもある。

*78 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇〇～三〇九頁。

*79 同右、三〇〇～三〇三頁。前掲『教育勅語成立史―天皇制国家観の成立（下）―』八二～八四頁、一二三頁。

*80 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、31～33コマ。

*81 前掲『教育勅語成立過程の研究』二四三頁。

*82 同右、一〇頁。

*83 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二〇頁。

- *84 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八四頁。
- *85 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇一頁。
- *86 同右、三〇三～三〇六頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一〇六～一〇八頁。
- *87 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、41～44コマ。
- *88 前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁。
- *89 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇三頁。
- *90 同右、三〇七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二四三頁。
- *91 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇六～三〇九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二四三～二四五頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一〇四～一〇六頁。
- *92 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、14～17コマ。
- *93 前掲『教育勅語成立過程の研究』二四三頁。
- *94 「元田草案一」と「元田草案二」については、本論文第一章第三節を参照。
- *95 明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二〇頁）。
- *96 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一〇九頁。
- *97 前掲、明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡（『井上毅伝』史料篇第五、二二〇頁）。
- *98 右の書簡に、「中間修身之条目を掲ケ候最緊要之处、聖慮ニ叶ヒ不申」とある（同右、二二二頁）。
- *99 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇六頁。
- *100 同右、三〇八～三〇九頁。
- *101 同右、三〇九～三一頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二四六～二五〇頁。

*104*103*102

前掲『教育勅語成立史の研究』三〇九頁。

前掲『井上毅伝』史料篇第五、二六〇頁。

国立公文書館所蔵「徳教ニ関スル勅諭ノ議」(『公文類聚』第一四編第二卷(請求番号類 00448100))。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>)で公開されており、参照箇所は「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二卷・政体二」の「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 13。「徳教ニ関スル勅諭ノ議」の文末に、「茲ニ別紙 勅諭草案及其発表ノ方法等ニ就キ謹テ閣議ヲ請フ」とある。同史料の控えが、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の「徳教ニ関スル勅諭ノ議」(資料番号28)であると見られる(本論文序章の所蔵場所一覧を参照)。

前掲『教育勅語成立史の研究』三一七〜三一九頁。

前掲『教育勅語成立過程の研究』二四六〜二五〇頁。

同右、二四六頁。

*109*108*107*106*105

前掲『教育勅語成立史の研究』三〇九頁、三一九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二四七頁、二五四〜二五五頁。

「井上草案一五」とまったく同じ、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」という言葉があったのは、「井上草案四」と「井上草案五」のみ。

前掲、江木千之「教育勅語の渙発」(『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四六五頁)。

吉田熊次筆記「教育勅語發布ニ関スル山県有朋談話筆記」(同右、四五五頁)。

前掲『教育勅語成立過程の研究』二四九頁、二八一〜二八三頁。

同右、二八一頁。

*114*113*112*111*110

前掲「大日本帝国憲法」。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、Page 15〜16。

*116*115

前掲『教育勅語成立過程の研究』二八一～二八二頁。

早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目に所収の「勅語案」。元田が完成形の教育勅語と同じ文章に、朱で一句ごとに二行の割注を付けた文書において。同史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一、リール番号22、396～399コマ。

*117

前掲『教育勅語成立過程の研究』二七九～二八三頁。本章第四節の「井上草案二〇」の考察の後で述べる「悖ラス出処文書」を参照。

*120*119*118

本章第二節の「井上草案二」を参照。「常二」は「井上草案四」において加えられた。

前掲『教育勅語成立過程の研究』二四九頁、二八一～二八三頁。

井上毅「高等師範学校卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」(前掲『井上毅伝』史料篇第五、四四九～四五二頁)。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの演説に題を付けていない。本論文第一章第一節の最後、第三章第一節を参照。

第四節 教育勅語の完成と下賜

前節では、「井上草案六」から「井上草案一五」まで（一回目の上奏後から、複写版の作成まで）の推敲過程を明らかにした。本節では、その次の「井上草案一六」から「井上草案二〇」（草案の完成）までの推敲過程と、井上の役割を明らかにし、最後に教育勅語の下賜方法の決定について確認したい。

草案一六の考察に入る前に、その修正の参考に使われたと見られている二種類の草案を示しておきたい。

一種類は、「勅語案」という題で文部省野紙（中央下部に「文部省」と印字された野紙）に書かれた草案と、その下書きと見られている草案である^{*1}。本論文では、前者（国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号17）を「文部省参考草案の浄書」、後者（同文書の資料番号18）を「文部省参考草案の下書き」とする。

浄書は文部省の一〇行野紙三頁に墨で書かれている。下書きは一二行野紙二頁に墨で書かれ、中央下欄外に朱で「先」と書かれている。これは、芳川がこの史料を整理する際に、この草案は浄書より先に書かれた、という意味で付けた印であると思われる。

稲田正次は、この下書きについて、「前出の六月芳川へ提出したと見られる中村正直案（本論文での「中村草案一」のこと―引用者注）も同じように無銘の野紙を使い、筆蹟も全く同じであり、両者共中村の自筆であることは疑いない」と見ている^{*2}。確かに、参考草案の下書きと中村草案一の筆蹟はよく似ている。

しかし、第一章第二節で「中村草案一」の考察に入る前に述べたように、これらの筆蹟が中村のものであると断定することはできない。参考草案は文部省野紙に浄書されているため、本節では、文部省関係者が参考草案の下書きと浄書を作成したと見ることにする。

文部省参考草案の浄書は次の通りである。傍線の~~~~は、次の井上草案一六における修正に関わる箇所を示す。

【文部省参考草案の浄書】

勅語案

5
 我カ皇祖皇宗ノ国ヲ肇ムルヤ宏遠ニシテ徳ヲ樹ルヤ深厚ナリ我カ臣子克ク忠ニ克ク孝ニ億兆其心ヲ一ニシテ世ニ厥美ヲ
 濟スルハ是レ実ニ我国体ノ精華ニシテ教養ノ大道モ亦寔ニ此ニ淵源ス爾臣子祖先ヲ繼承シテ此大道ヲ履ミ父母ニ孝ニ兄
 弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉以テ己ヲ持シ博愛以テ衆ニ及ホスヘシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智識ヲ啓発シ材器ヲ養
 成シ以テ公益ヲ広メ世務ヲ勉メ進取ノ元氣ヲ旺ニスヘシ常ニハ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ事アレハ則チ義勇公ニ奉シ以テ朕
 ト共ニ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如クハ独リ朕カ忠良ノ臣子タルノミニ非ス又以テ祖先ノ功烈ヲ宣揚スル者ナリ
 斯ノ大道ハ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫ノ俱ニ遵守スヘキ所タリ之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス爾臣子朕ト
 共ニ此遺訓ヲ服膺シ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

そして、草案一六における修正の参考に使われたと見られているもう一種類は、島田重礼（帝国大学文科大学教授）が朱筆を加えたと見られている草案とその写しであり^{*3}、計三編（所蔵を確認できたものは二編）ある。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号9を「島田参考草案―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（臨時帝室編修局にいた渡辺幾治郎が収集した複写本）の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「六」（右上欄外に黒の細ペンで「六」と書かれている）を「島田参考草案―二」^{*4}、海後宗臣が「元田文書」の中にある「井上草案二十」としてある草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「島田参考草案―三」とする^{*5}。

参考草案―一は無罫紙二頁に墨で書かれ、部分的に朱で修正と別案を加えられ、上欄外に朱で注を書かれている。この草案には、墨で「此朱書ハ島田重礼氏ナラン」と書かれた付箋がある。この付箋があるため、本節でも先行研究と同様に、島田が朱で修正と別案と注を加えたと考える。

稲田は、「朱書だけでなく本文（原案）の浄書（墨書きの本文のこと―引用者注）も前出の八月上旬頃の無罫白紙の勅語（本論文での「井上草案四―」のこと―引用者注）の本文（原案）と筆蹟が似ており、やはり島田重礼ではないか」と推定している*6。

しかし、本章第二節の「井上草案四」の考察で述べたように、参考草案―一の本文の筆跡は、草案四―一の本文と朱文字だけでなく、井上草案三―一（草案二の浄書）の筆跡とも同じであると見られ、この三編は『芳川顛正関係文書』の中に残されている。そのため、本節では、参考草案―一の本文は文部省関係者によって書かれたと考える。

参考草案―二は一二行野紙二頁に墨で書かれ、朱で修正と別案と注を加えられている。

島田による修正後の島田参考草案―一は次の通りである。傍線の~~~~~は次の井上草案一六における修正、|||は井上草案一七における修正に関わる箇所を示す。

【島田参考草案―一】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々
厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ自然ノ国体ニシテ教養ノ道実ニ此ニ淵源ス爾臣民祖先ニ継述シ君上ニ忠ニ父母ニ孝ニ兄弟ニ
友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ
広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独
リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾カ祖先ノ令子孫宣揚スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘ
シ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

右の草案には、「我カ自然ノ国体」（2行目）について、本文の行間に「我カ国固有ノ美風」と別案があり、上欄外に「此

レ我カ国体云々或ハ此レ我カ特殊ノ国体ニ作ル併シ穩当ヲ欠クニ似タリ」と注記がある。

「教養ノ道実ニ此ニ淵源ス」(2行目)について、上欄外に「教養ノ道ニ句此儘ニ致シタシ若シ差支アラハ或ハ(教養ノ淵源実ニ此ニアリ)ト改ム」と注記がある。

「一旦緩急アレハ」(4行目)について、本文の行間に「若シ事アルニ臨テハ」と別案がある。

「爾カ祖先ノ令子孫宣揚」(5行目)について、本文の行間に「或ハ好子孫」「爾カ祖徳ヲ宣揚」「爾カ祖先ノ遺徳ヲ発揚」と別案がある。

「斯ノ道」(6行目)について、上欄外に「道ノ字(言)ニ作ルサレトモ穩ナラス」「斯道ノ二字ハ可成此儘ニ致シタシ是ニ代ユル好字面ナキノミナラス頗ル全体ニ関係ヲ生セン」と注記がある。

ところで、海後と稲田は、「島田参考草案」↓「文部省参考草案」の順に考察している*7。

しかし、本節では、「文部省参考草案」↓「島田参考草案」の順に書かれたと考える。なぜなら、「国体ノ精華」という言葉は草案一五以前にはなく、文部省参考草案において初めて入れられた言葉であるが、島田参考草案一ではこの言葉が本文に書かれ、その上から朱で「自然ノ国体」(2行目)や「国固有ノ美風」になるように書き加えられているからである。

井上草案一六

井上草案一五の次に書かれたと見られている草案は三編(所蔵を確認できたものは二編)ある*8。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号13を「井上草案一六一」¹、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「徳教資料(文部省文書)」の中の「五」(右上欄外に黒の細ペンで「五」と書かれている)を「井上草案一六一二」²、海後が「元田文書」の中に存在していると見ている同文の草案(現在の所蔵場所は不明で、図版もない)を「井上草案一六一三」³とする*9。

草案一六一一は、草案一五と同じ複写版(紫インクの蒔蕪版)で印刷された草案(文部省の一〇行野紙二頁。以下、「複

写草案」と称する)に、墨と朱と紫で修正を加えられている。草案一六一二は一二行罫紙二頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。

海後は、草案一六一一における修正点は、「閣内における審議によってなされた修正であったと考えられるので、井上も関係していたであろう」と推測している^{*10}。梅溪昇もほぼ同様に、「山県・芳川・井上らは内閣ないし文部省において、なおも諸学者の意見をききつつ推敲を加え、上奏案の作成に努めた」と見ている^{*11}。

それに対して、稲田は、芳川が草案一六一一において朱と紫で修正を加えたとしている^{*12}。

確かに、草案一六一六は明治二三(一八九〇)年九月二六日付の「徳教ニ関スル勅諭ノ議」という閣議要請文書の後に書かれたと見られるため^{*13}、内閣で修正が加えられたとしてもおかしくない。

しかし、本節では稲田と同様に、芳川が草案一六一一において修正を加え、井上毅はその修正に関わっていなかったと考える。その理由は三つある。第一に、草案一六一一における朱と紫、さらに墨での修正は、井上草案四における芳川による修正(紫)と、同じ筆跡であると思われるからである。

第二に、草案一六一一も文部省参考草案の浄書も、文部省の一〇行罫紙に書かれて、島田参考草案一と共に『芳川顕正関係文書』の中に残されているからである。そのため、芳川が二種類の参考草案を基にして、草案一六一一に修正を加えたと考えられる。

第三に、草案一六一一において、「拳々服膺シテ終始惟一」に修正が加えられているからである。この言葉は、井上が同年九月三日付の元田宛書簡で、「脩明而益光大ノ一句、精練ヲ欠ク、服膺而不_レ失、又ハ拳々服膺而終始惟一とすへし」(傍点原文)と注文を付けたことよって^{*14}、本文に入れられたものである。元田が注文を受け入れて直した所を、井上自身が別の言葉に改めるとは思えない。

井上草案一五から草案一六一一への修正点は次の通りである。(墨)は芳川が墨で修正を加えた部分、(紫)は朱で修正を加えた部分、(紫)は紫で修正を加えた部分である。

- ① 「勅諭」(1行目) ↓ 「勅語」(紫)
 - ・ 文部省参考草案の浄書による。
- ② 「亦」(2行目) ↓ 削除(墨)
 - ・ 文部省参考草案の浄書と、島田参考草案―による。
- ③ 「粹美」(3行目) ↓ 「精華」(墨)
 - ・ 文部省参考草案の浄書による。
- ④ 「道亦実ニ此ニ淵源ス」(3行目) ↓ 「淵源実ニ此ニ在リ」(朱)
 - ・ 島田参考草案―による。
- ⑤ 「継述シ」(3行目) の後に、「君上ニ忠ニ」を加えた。(朱)
 - ・ 島田参考草案―による。
- ⑥ 「緩急事」(5行目) ↓ 「一旦緩急」(朱)
 - ・ 島田参考草案―による。
 - ・ 「緩急」の後に「事」がなくても意味が通じるため、「事」を消したのであろう。
- ⑦ 「皇祖皇宗ノ遺烈」(6行目) ↓ 「爾祖先ノ遺勲」(朱)
 - ・ 文部省参考草案の浄書と、島田参考草案―による。
 - ・ ⑧の修正によって「皇祖皇宗」が近くに二つあることになり、読みにくいため、一つ目を「祖先」に改めたのであろう。
- ⑧ 「祖宗」(7行目) ↓ 「皇祖皇宗」(朱)
 - ・ 冒頭の「我カ皇祖皇宗」と揃えて、文章に統一感を出した。
- ⑨ 「終始惟レ一ナラン」(8行目) ↓ 「威其徳ヲ一ニセン」(墨)

・文部省参考草案の浄書と、島田参考草案一による。

※②③④⑨の修正は、貼り紙の上からなされている。

芳川による修正後の井上草案一六一は次の通りである。傍線の——は墨で修正を加えられた部分、⋯⋯は朱で修正を加えられた部分、{}は紫で修正を加えられた部分を示す。

【井上草案一六一】

勅語案^①

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民^②克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世ニ厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華^③ニシテ教養ノ淵源^④実ニ此ニ在リ爾臣民祖先ニ継述シ君上^⑤ニ忠ニ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナス又以テ爾祖先ノ遺勳ヲ宣揚スルニ足ラン^⑥
斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ^⑦
^⑧
^⑨

井上草案一七

井上草案一六の浄書と見られている草案は^{*15}、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号19であり、これを「井上草案一七」とする。草案一七は文部省の一〇行野紙三頁に墨で書かれている。

海後は、草案一七が「文部省用紙に謹書されている」こと、その直前の草案（本論文での「井上草案一六一三」）が「元田のもとにもとどけられている」と見ていること、そして、「この頃の草案は複写版をもって内閣へも提出されているので、

このような謹直な浄書文は政府内では必要がなかったこと」から、草案一七は「元田の内意を得てから上奏された」と見ている。^{*16}

それに対して、稲田は、「九月の元田の奉答修正案（本論文での「推敲過程まとめ草案」の「浄書―」のこと―引用者注）が文部大臣に下付されてから、十月下旬まで文部または内閣から天皇へは上奏しなかったのではないか」と見ている。^{*17}確かに、草案一七は、上奏されたと見られている「中村草案五―」や「井上草案五―」と同様に、丁寧に書かれている。だが、この草案が実際に上奏されたかは明らかでない。また、今回、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の中に、草案一六―三を確認することができなかったため、元田と草案一七の関係も明らかでない。

本節では、草案一七は上奏のためではなく、芳川が井上との相談に使うために用意したものであると考える。芳川は明治二三年一〇月二二日付の井上宛書簡で、「過日ハ推参、御清閑ヲ妨ケ奉謝候……陳者其節御相談ヲ遂候勅語案、山（有明）県総理ト遂相談候末、昨日兩人打揃、御（明治天皇）前へ出、該案奏上致置候」（ルビ原文）^{*18}、と裁可直前に井上と「勅語案」について相談していたことを述べている。芳川は、複写草案の上から修正を加えたものでは、井上と相談する際に読みにくいだろうと考えたとと思われる。すなわち、草案一七における修正は、芳川の意見に基づいていると考えられる。

井上草案一六―一から草案一七への修正点は次の通りである。これらは芳川の意見に基づいて、文部省関係者が草案一七を書く際に改めた部分である。

- ① 「我カ」（2行目の1つ目と7行目）↓「我」
 - ② 「世ニ」（2〜3行目）↓「世々」
- ・島田参考草案―一による。

芳川の意見に基づいた、文部省関係者による修正後の井上草案一七は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分を示す。

【井上草案一七】

勅語案

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々^①ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教養ノ淵源実ニ此ニ在リ爾臣民祖先ニ継述シ君上ニ忠ニ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺勲ヲ宣揚スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

井上草案一八

井上草案一七の次に書かれたと見られている草案は^{*19}、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号14であり、これを「井上草案一八」とする。草案一八は複写草案（文部省の一〇行野紙二頁）の上から墨で、草案一七と同じ文章になるように改められ、さらに、墨で新たな修正を加えられている。

海後は、草案一八には「芳川文書と内閣文書との二つがある（本論文での「井上草案一九―一」が『公文類聚』に所収されているということ。海後は草案一八と草案一九―一をまとめて考察している―引用者注）ことから、内閣において勅語草案修正の最終段階に達したために、これを公文書として残すこととなった」と見ている^{*20}。つまり、海後は、草案一八における修正は内閣で加えられたと考えている。

それに対して、稲田は、「井上草案一七」の考察で引用した一〇月二二日付の井上宛芳川書簡から、「十月十七、八日あたり、芳川は井上を訪問し打合せた上勅語の文案について最終的修正を行なったと見られる。その修正の結果は、芳川顕正文

書中のこんにやく刷りの閣議案に芳川が墨をもって加筆したもの（本論文での「井上草案一八」のこと―引用者注）によって示されている」と述べている。^{*21}

本節では稲田と同様に、芳川が井上との相談に基づいて、草案一八において墨で修正を加えたと考える。その理由は二つある。一つは、先に述べたように、その直前の草案一七が、芳川と井上の相談に使われたと見られるから。もう一つは、草案一八における修正は、草案一六一一における芳川による修正と、同じ筆跡であると見られるからである。

井上草案一七から草案一八への修正点は次の通りである。（墨）は芳川が墨で修正を加えた部分、（複写草案のまま）は草案一五の状態に戻した部分である。

① 「我」（2行目の一つ目と7行目）↓「我カ」（複写草案のまま）

② 「教養ノ淵源」（3行目）↓「教育ノ淵源亦」（墨と複写草案のまま）

③ 「在リ爾臣民祖先ニ継述シ君上ニ忠ニ」（3行目）↓「存ス爾臣民」（墨）

・稲田は、「勅語は『父母ニ孝ニ』から『義勇公ニ奉シ』までの道を行なうことによつて『朕カ忠良ノ臣民』となるとしているのであるから、『父母ニ孝ニ』と並べて『君上ニ忠ニ』をかゝげるとは重複でもあり不体裁でもあるとされたのであろう」と推測している。^{*22}

④ 「遺勲ヲ宣揚」（6行目）↓「遺風ヲ顕彰」

「世々」（2行目）は、草案一八では複写草案のまま「世ニ」であるが、次の草案一九でも「世々」と書かれている。そのため、ここは今回の修正点ではなく、芳川が墨を加え忘れた所であると思われる。

芳川による修正後の井上草案一八は次の通りである。傍線の――は墨で修正を加えられた部分、……は草案一五の状態に戻された部分を示す。なお、「世ニ」の所は史料通りに示しておく。

【井上草案一八】

朕惟フニ我カ^①皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世ニ厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源^②亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン^④

斯ノ道ハ実ニ我カ^①皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

井上草案一九

井上草案一八の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは二編）ある^{*23}。本論文では、国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二巻に所収の一つ目の教育勅語草案を「井上草案一九―一」^{*24}、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「勅諭」を「井上草案一九―二」^{*25}、海後が「芳川文書」と「元田文書」の中に存在していると見ている同文の草案（現在の所蔵場所は不明で、凶版もない）をそれぞれ「井上草案一九―三」「井上草案一九―四」とする^{*26}。

草案一九―一は複写草案（文部省の一〇行罫紙二頁）の上から貼り紙と墨で、修正後の草案一八と同じ文章になるように改められている。この草案では、草案一八と同じ内容の修正がきれいに行われている。

草案一九―二は一二行罫紙二頁に墨で書かれており、「夫婦相和キ」と「悖ラサルヘシ」に朱点が付けられている。

「井上草案一八」の考察で述べたように、海後は、草案一九―一は内閣で作成されたと見ている^{*27}。

しかし、草案一九―一と草案一八における修正の内容が同じであるため、本節では、芳川ら文部省関係者が草案一八に引

き続き、草案一九一一を作成したと考える。

ところで、海後は本論文での草案一九一一を、「井上草案十九ノ二」と「井上草案二十二」という二つの草案として扱っている。海後は、まず、「草案十九」の考察で、「草案十九は芳川文書と内閣文書との二つがある」と述べて^{*28}、前者を「草案十九」、後者を「草案十九ノ二」として、その二編の図版を載せている^{*29}。前者は本論文での草案一八、後者は草案一九一一と同じものである。

そして、海後は「草案二十二」の考察では、「複写版による本文の上にはり紙をして修正したもの」と、それが付けられていた『『徳教ニ関スル勅諭ノ議』の文書は内閣文書に保存されているのが原本であるが、それと同文のものが芳川文書、元田文書、文部省文書にも存在しているので、草案二十二としては四つの文書が所蔵されていたこととなる』と述べて^{*30}、その修正の内容を示している^{*31}。だが、その「草案二十二」における修正の方法・内容が、「草案十九ノ二」の図版と一致しているのである。

芳川ら文部省関係者による修正後の井上草案一九一一は次の通りである。なお、左の「世々」（2行目）は、「世二」と書かれた上から墨で「世々」に改められている。執筆者は草案一八を見ながら「世二」と書いた後で、ここが「世々」に改め忘れられていることに気付いたのであろう。

【井上草案一九一一】

勅語案

5 朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々
 厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相
 信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国
 憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タル

ノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

井上草案二〇

国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二卷に、山県有朋が「徳教ニ関スル勅語ノ件」の裁可を仰ぐ、明治二三年一月二〇日付の文書が残されている。^{*32} この文書に付けられていたと見られている草案は^{*33}、同巻に所収の二つ目の教育勅語草案であり^{*34}、これを「井上草案二〇」とする。

草案二〇は内閣の一〇行野紙（中央下部に「内閣」と印字された野紙）二頁に墨で書かれている。草案二〇も右の裁可を仰ぐ文書も重要な文書であるため、山県の意見に基づいて、浄書を担当する内閣関係者によって書かれたと思われる。

草案二〇における修正は、送りがな一か所だけであるため、これは山県一人の判断で行われたものであると思われる。また、井上は一〇月一八日から養病旅行中であり^{*35}、同月二二日夕付の元田宛書簡で、「爾来医師之勸ニ従ひ、三浦郡ニ而静養罷在候而、御疎濶打過候、偕ハ教育勅諭、其後如何相運候哉」と述べているため^{*36}、しばらく教育勅語に関わっていないと見られる。

井上草案一九―一から草案二〇への一回目（上奏前）の修正点は次の通りである。これは山県の意見に基づいて、内閣関係者が草案二〇を書く際に改めた部分である。

① 「相和キ」（3行目）↓「相和シ」

・次の「朋友相信シ」に合わせて、「夫婦相和シ」に改めたのであろう。

山県の意見に基づいた、内閣関係者による一回目の修正後の井上草案二〇は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分を示す。

【一回目の修正後の井上草案二〇】

勅語案

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

ここから教育勅語の下賜までの経緯については、先行研究でも考察されているが、確認しておきたい。草案二〇が裁可されるまでの経緯は、後で引用する五通の書簡——明治二三年一〇月二二日付の井上宛芳川書簡、同日付の井上宛元田書簡、同日夕付の元田宛井上書簡、同月二四日付の井上宛元田書簡、同月二五日付の元田宛徳大寺書簡——と、先の「徳教ニ関スル勅語ノ件」の裁可を仰ぐ文書の付箋——「十月二十四日裁可^{書上奏_{廿五日}淨}」——と墨で書かれている——によれば、次の通りである。

一〇月二一日、芳川と山県は御前に出て、草案二〇と「徳教ニ関スル勅語ノ件」の裁可を仰ぐ文書を上奏した。彼らは天皇の御沙汰を何日か待つことになった。

一〇月二二日の夕方、元田は風邪のため出勤していなかったが、上奏された草案二〇について天皇から徳大寺実則（侍従長）を通して下問された。元田は、草案の「悖ラサルヘシ」（7〜8行目）を「悖ラス」に改めるべきであると考え、二二日付の井上宛書簡の追伸に、「別紙は御返却可被下、廿四日中ニ御返答御待申候也」と書いた。この「別紙」とは、元田が

『中庸』を根拠として「悖ラス」に改めたことを記したと見られている文書（草案二〇の考察の後で述べる「悖ラス出処文書」の原本）のことであると思われる。元田はこの文書を後で徳大寺に渡すつもりであったため、井上に返却を頼んだのであろう。

ところが、この日（二二日）、井上は「三浦郡ニ而静養」中であった。彼は同日夕付の元田宛書簡で、「悖ラス」の修正について何も触れておらず、元田の書簡を受け取った様子がない。そして、この井上宛書簡は今日、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅語草案東塾翁尺牘」の中に残されている。

稲田は、「十月二十二日の元田の井上宛書翰は翌二十三日朝使を出して井上の許に届けようとしたが、彼は葉山別邸に行っており、便もなく、二十四日の朝まで井上の返事を得る望みもなくなったので、結局その書翰は出さずじまいに終わったのであった」と述べている^{*37}。だが、この書き方では、稲田が、元田は二三日の朝に井上の所へ使いを出したが書簡を渡せなかったと見ているのか、使いを出そうとしたがやめたと見ているのか、はつきりしない。

本節では、元田は使いを出したと考える。その理由は二つある。一つは、元田が「悖ラス」に改めることを、二二日付書簡の本文だけでなく追伸にも書き、井上に強く同意を求めているからである。そのような書簡を「出さずじまい」にしたとは思えない。もう一つは、元田が一〇月二四日付の井上宛書簡で、「今朝迄之御往反も成不申候」、すなわち、今朝までに返事がないと述べているからである。元田は二二日付の書簡を「出さずじまい」にしたのではなく、出したけれど井上に渡せなかったため、その書簡が元田の手元に残されたと思われる。

井上は、まだ「何個度も文部井内閣と打合せ」を行うつもりであった。だが、元田は二四日の朝までしか井上からの返答を待たずに、自分の判断で草案の「悖ラルヘシ」を「悖ラス」に修正することにした。彼は風邪がまだ治っていなかったため、この修正を自分で天皇に申し上げずに、すぐに徳大寺に伝えた。元田は早く天皇に奉答しなければならぬと考えていただけでなく、七三歳という高齢であったため^{*38}、一刻も早く教育勅語を完成したかったのであろう。

そして、元田の意見に基づいて修正を加えられた草案は、二四日のうちに徳大寺から上奏され、同日中に裁可された。

明治二三年一〇月二二日付の井上宛芳川書簡

陳者其節御相談ヲ遂候勅語案、山(有朋) 県総理ト遂相談候末、昨日兩人打揃、御(明治天皇) 前へ出、該案奏上致置候、定而
日何分ノ御沙汰可有之ト頗待罷在候処、想フニ又々元(永孚) 田翁へ御相談可被為在方ト奉恐察候(ルビ原文) *39、

一〇月二二日付の井上宛元田書簡

近日御旅行之由、御恙如何哉、折角御自愛專一ニ深祈仕候、老拙ニも両三日来時氣之感冒ニ而出仕を不仕、加養罷
在候、然処今夕急ニ德大寺(実則) 侍従長を以直接御下間被遊候儀は、山(有朋) 県大臣并芳川(顯正) 川より例之勅論文ニ修正を加へ、奏
上候処、右者貴兄ニも御加班候而御修正ニ相成候由、……貴兄へ侍従長を以御下間ニ相成可申筈之処、御旅行ニ付、
老拙へ御下間被遊候間、得斗拝見、意見申遣候様との伝達にて、老拙直ニ右修正案拝見仕候処、……之ヲ中外ニ施
シテ悖ラザルベシ、此句は此前の修正ニ而悖ラズをベシと、貴兄之御改正ニ相成、猶愚考致候へは、……中庸之原
文ニ拠リ、不レ悖ラと改メ候方勅論文ニは特ニ堅確ニ相成可申ト存候、……
尚々悖らざるべしにては、文氣弛慢決し而勅論文ニよろしからすと存候、再拝、
三日、別紙は御返却可被下、廿四日中ニ御返答御待申候也(ルビ原文) *40、

一〇月二二日夕付の元田宛井上書簡

爾来医師之勸ニ従ひ、三浦郡ニ而静養罷在候而、御疎濶打過候、偕ハ教育勅諭、其後如何相運候哉、……若老台更
ニ御意見被為在候ハ、生ニ而承り、何個度も文部并内閣と打合せいたし度存候間、乍御手数至急ニも御一价被下
度、早々帰京之上拝晤可仕候事、既ニ持満之時ニ至候へハ、一日モ不可緩、又一字も不可苟と奉存候 *41

一〇月二四日付の井上宛元田書簡

羅縷之御懇書、今朝接手薫誦仕候、然者教育勅諭之儀、其後如何と御同心ニ憂念罷在候処、近日山(有朋)県・芳(頭正)川二大臣ヨリ奏上有之候由ニ而、右勅諭之修正文、老拙へ更ニ御下問ニ相成候、老拙ニも去ル十八日ヨリ風邪ニ而出勤不致候ニ付、一昨廿二日夕、徳大寺(実則)を以拙邸へ御使ニ而、委細之御沙汰を奉敬承、右修正文拜見致し候処、……原文の中にて之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラザルベシ、此ノ悖ラザルベシのベシ之一字、弛寛にして堅確ならず、……勅諭文ニ卑弱を覚へ申候間、老拙反復熟考、中庸之原文ニ拠り候而、不レ悖ラニ修正致し、聖裁を仰き奉り置申候、今一応御相談致し度、昨朝使をさし出候処、御別荘へ御出ニ而、且御便も無之由、右ニ付、御用使を發せんと存候へ共、遅刻ニ相成り、今朝迄之御往反も成不申候ニ付、不得止独断を以右之通りニ悖らざるへしを悖らすニ改正致し置申候、御賢慮ニ者相違も難量候へ共、老拙ニ者如何ニも不レ悖ラニ致し度候也(ルビ原文) *42

一〇月二五日付の元田宛徳大寺書簡

昨朝御意見御申出有之候勅諭文之事、早速奏聞仕候処、逐一被聞召候。直ニ総理大臣・文部大臣へ、御沙汰被遊候御模様に奉伺候。不悖之一点は修正之通可致旨、文部大臣へ御沙汰被遊候。^{*43}

つまり、一〇月二一日に芳川と山県が上奏した草案二〇に対して、二四日の朝に元田はさらに次の修正を加えることとしたのである。この修正は貼り紙と墨で行われており、実際にこれを行ったのは内閣関係者であろう。

① 「悖ラサルヘシ」(7〜8行目) ↓ 「悖ラス」

・元田は『中庸』を根拠として「悖ラス」に改めた(後で述べる「悖ラス出処文書」を参照)。

草案二〇の最後に、下賜の予定日である「明治二十三年十月三十日」と、「御名 御璽」の文字が書かれている。先の「十月二十四日裁可書上奏」と書かれた付箋から、「十月三十日」などの文字は二五日の浄書の際に書かれたと思われる。

井上は一〇月二六日付の元田宛書簡で、「御違和之由、御書ニ而承知如何候哉、……ベシ之二字削去之事、聊異存無之候、内閣ハ可成速ニ發布之都合ニ至可申存候」と述べ^{*44}、右の修正を了承している。

元田による二回目目の修正後の井上草案二〇は次の通りである。傍線の——は貼り紙と墨で修正を加えられた部分を示す。

【二回目目の修正後の井上草案二〇】

勅語案

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖^①ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

10
なお、史料では、「悖ラス」（7行目）の次に朱で「——」が書かれているが、これは貼り紙の下から透けて見える文字を隠すためのものである。また、「御名 御璽」（10行目）の左の余白に、「軍人へノ勅諭ト同一ノ体ニテ別ニ文部大臣等ノ副署ナシ」と朱で書かれた付箋がある。

草案二〇（完成形）は、前文・道徳内容・結語の三節から成っている。各内容は次の通りである。

前 文 … 朕が思うに、朕の先祖がはるか昔に国を建て、深厚な徳を立てた。朕の臣民が忠孝を尽くし、心を一つにして代々その美しさを示すことは、日本の国体の最も優れたところであり、教育の源は実にここにある。

道徳内容 … あなたたちは父母に孝行し、兄弟、夫や妻、友達と仲良くし、礼儀正しく、慎み深く、皆を愛して、学業を修めて、知能を発達させ、人徳や能力を完成させ、進んで国の役に立ち、常に憲法を重んじて法に従い、いざという時が一旦始まれば義勇をもって奉仕し、永遠に続く皇室の運を助けるべきである。このように振舞う人々は、朕の忠良な臣民であるというだけでなく、あなたたちの先祖が残した風習を世の中に知らせて褒め称えることになるであろう。

結 語 … これらは朕の先祖が残した教訓であり、これからも代々守っていくべきものであり、古今東西誤りのないものである。朕も臣民と共にこれらを心に刻んで、その徳の下に一つにまとまることを強く願う。

元田がその後、完成形の教育勅語と同じ文章を、割注を付けながら書いたものと見られている文書の写しが残されている。早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目に所収の「勅語案」がそれである。^{*45} 本論文では、これを「割注付き完成文書」とする。この文書は黒の細ペンで本文、黒と赤の細ペンで割注を書かれ、部分的に赤の細ペンで傍点（小さい○印）を付けられている。

この割注には「旧文」からの修正点がかかれていて、この「旧文」とは、元田が以前に書いて天皇の内覧に供した、「推敲過程まとめ草案」の「浄書―」のことであると見られている。^{*46}

海後は、この割注付き文書は、元田が一〇月「二十四日に（徳大寺を通して―引用者注）天皇の下問に奉答するにあたって、旧文を如何に修正して最終の本文となったかを明らかにした文書ではないか」と考えて^{*47}、次のように述べている。

徳大寺が元田から返してきた勅語案について二十四日に奏聞したところ（一〇月二五日付の元田宛書簡で―引用者注）

「逐一被聞召候」と書いているのであって、それは単に悖らずの修正箇所を奏聞したことだけであったとはみられない。それかといつて内閣よりの勅語案（本論文での「井上草案二〇」の完成形のこと―引用者注）は既に奉呈してあるので、それを逐一聞こし召されるといふことは当らない。そこで奏聞したのは、この元田朱筆による勅語案の文であったと推定する^{*48}。

ところで、右の『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目の中には、元田が『中庸』を根拠として「悖ラス」に改めたことを記したと見られている文書の写しが残されている^{*49}。本論文では、これを「悖ラス出処文書」とする。この本文は黒の細ペンで書かれ、赤の細ペンで「不繆」と「不悖」に傍点（小さい〇印）を付けられている。

海後は、元田はこの文書を「内閣に提出しているのであって、これは公文書に附されて残っている」と述べ、『公文類聚』第一四編第二巻を挙げている^{*50}。だが、今回、同巻の中に「悖ラス出処文書」を確認することはできなかった。

それに対して、稲田は、元田は「割注付き完成文書」だけでなく、それに「悖ラス出処文書」を付けて天皇に奉呈したと見ている^{*51}。

しかし、本節では、元田は「割注付き完成文書」と「悖ラス出処文書」、さらに「井上草案一四」をセットにして、一〇月二四日の朝に徳大寺に渡したと考える。なぜなら、現在、この三種類の文書の写しが、右の『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目の中に連続して、同じ原稿用紙に書かれて残されているからである。この写しが作られた当時、三種類の文書の原本はセットになっていたと思われる。

ここまで二章にわたって教育勅語草案の推敲過程について考察してきたが、この中での井上の役割（果たしたこと）は二つあると考えられる。一つは、教育勅語を簡潔なものにし、そのインパクトを強めたこと。もう一つは、教育勅語を極端に宗教的なものにしなかったことである。

まず、前者についてであるが、中村草案は一〇〇一三行罫紙五〇七頁であり、元田草案も、井上との意見交換の前に書かれた草案一〇〇二は、一〇行罫紙一〇〇一頁であった。参考までに他の詔勅を見ると、明治一四年一〇月一二日の「国会開設之勅諭」は太政官の八行罫紙四頁^{*52}、明治一五年一月四日の「陸海軍人へ勅諭」（軍人勅諭）は枢密院の一〇行罫紙一五頁である^{*53}。

それに比べて、井上草案一〇二は一〇行罫紙三頁であり、最終的に教育勅語は一〇行罫紙二頁、三一五文字にまとめられた。もし井上が起草に関わっていなければ、教育勅語はこのような簡潔な文章になっていなかったと思われる。

井上が簡潔でインパクトの強い教育勅語を作ろうとした理由として、次の二つが考えられる。一つは、国民の精神的な柱を作り、国民を一つにまとめて、日本を独立した富強国にするため。もう一つは、日本で立憲政治（ドイツ型の立憲君主制）を成功させるためである。これについては、第三章第一節で考察したい。

次に、もう一つの井上の役割——教育勅語を極端に宗教的なものにしなかったこと——についてである。井上がそのようにした理由は、本章第二節の初め（井上が教育勅語を起草した理由）に述べたように、教育勅語をきっかけにして、宗教的な様々な混乱や争いが生じることを避けるためであった。

先行研究では全体的に、井上の役割は、教育勅語が宗教的に偏ったものになることを防いだことであると見られている。例えば、ヨゼフ・ピタウは、「信教の自由の原理および国家と宗教の分離の原理は、教育勅語の起草に当たっても支持されていた。教育の目的は五倫三徳を教導することにある、という個所を含む原草案（元田草案のことか——引用者注）の、いたく儒教的な表現は変えられた。井上毅は、道徳的・宗教的原理の押しつけを防止するのに指導的な役割を果たした」と述べている^{*54}。さらに、ピタウは、「教育勅語の最終草案は、井上毅によって編纂されたが、表現に細心の注意が払われていたために、儒学も西欧思想も何ら感じられず、すべての人に納得のいくものであった」と評価している^{*55}。

また、稲田は、井上は教育勅語草案において、「水戸学的思想を採り、徳教の大本を祖宗の遺訓に求めた点は元田の立場と共通であった」が、「彼の意見は常に尊重されて、元田の儒教主義へのかたよりを抑制したのであった。内閣、文部にお

いて勅語案の最後の検討を行なったときも、彼の意見は用いられたようで、結局勅語の文案に関する限りにおいては、彼の役割は最も重きをなした」と見ている^{*56}。

そして、中島昭三は、「元田は、儒教の国教化論者であった。それが直接表現されたときなにも起こらないであろうか。井上が中村草案を批判したとき最も恐れたことは勅語が論争の焦点となることであった。儒教は哲学上思想上論争になることは必定であった。そこに井上が登場する意味があったといわざるをえない」と述べている^{*57}。

あるいは、梅溪は、井上は「起草・修正に当って山県の『軍国主義的国家主義』的な意図や元田の『封建的儒教主義』の主張を併せ含みながらも、それらを極度に露呈させることなくよく『教育勅語』の性格を『頗る普遍性豊か』なものと評せられるまでに粉飾することに成功した」と指摘している^{*58}。

確かに、井上は勅語草案で「五倫」「三徳」などの儒教的な言葉を使っていないため、「儒教主義へのかたより」を少し抑えることはできたと見られる。

しかし、井上は教育勅語を極端に宗教的なものにしなかっただけである。彼が五倫・三徳を草案の中心に書いていることは明らかである。

明治二四年一月九日、キリスト教徒の内村鑑三は、「勅語にそえられた天皇の署名」に対して、「拒絶ではなく、ためらいと良心のどがめ」（傍点原文）からおじぎをしなかった^{*59}。それに対して、井上哲次郎は、内村が「我は基督教者なり、基督教の信者は、斯る偶像や、文書に向て礼拝せず、又礼拝するの理由なし」という理由で教育勅語への拝礼を拒否したと見て^{*60}、キリスト教を国体に反するものとして批判し、明治二五〇二六年に、談話や「教育と宗教の衝突」と題する論説を『教育時論』や『教育報知』などに掲載した^{*61}。すると、今度は井上哲次郎の意見に対して、あるいは、教育と宗教の関係について、様々な人々が論説を書いた^{*62}。結局、井上毅は、教育勅語が「道徳的、宗教的原理の押しつけ」や「論争の焦点となること」を防ぎきれなかったのである。

最後に、教育勅語の下賜方法の決定について確認しておきたい。なお、これについては、海後宗臣『教育勅語成立史の研

究』（東京大学出版会、一九六五年）、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）などに詳しい。

明治二十三年一〇月三〇日、教育勅語は軍人勅諭の時と同様に、黒塗り御紋付の箱に入れられて、宮中で山県と芳川へ下賜された^{*63}。そして、同月三十一日、芳川の訓示と共に、文部省訓令によって発布されたのである^{*64}。

なお、これらの訓令は、井上が芳川から依頼されて起草したものであると見られている^{*65}。芳川は一〇月二三日付の井上宛書簡で、「果然勅語御下賜相成候節ハ、直チニ本官より全国ニ向イ、訓令ヲ発スヘキ手筈ニ候処、其訓令ナルモノハ、如何ナル風ニ認候ハ、可然哉、……乍序老兄御一考被下度候、若シ御起稿被成下候ハ、無限之幸福ト存候」と述べ^{*66}、同月二四日付の井上宛書簡で、「本大臣之添書ハ、御送越之稿ニ基キ、少々添刪致シ、尚御相談可願タメ、明日ハ秘書官ヲ派遣可致ト心算中へ恰モ御投書ニ預リ、好都合ヲ得申候」と述べている^{*67}。

大臣へ下賜されるという方法は、法律や勅令が出される時と同じ方法であった^{*68}。すなわち、これは、教育勅語が「政事上ノ命令」であることを意味し^{*69}、井上や芳川が望んだ方法ではなかった。井上らは次のように、教育勅語を「政海之變動」と関わりのない「千載不滅之聖勅」・「万世ニ伝ヘテ易ユヘカラサルモノ」にしようと考えていたのである。

井上は同年一〇月二二日付の元田宛書簡で、「発布方法之事ニ付而者、先頃申上候通、生之愚見ニテハ内閣之政事ニ混雑せずして、一ニ聖主之親衷ヨリ断セラレ、内閣大臣之副署なき勅語、又ハ御親書之体裁ニして、広く公衆へ御下ケに相成候方可然歟、……若副署アル一ノ政令となりて発せらるゝ時ハ、国会ニ而喙ヲ容るゝ所之内閣責任政略之一と見做され、後日ニ政海之變動と共に紛更ヲ招ク之虞あるべく、却而千載不滅之聖勅之結果ヲ薄弱ならしむへき歟」と述べている^{*70}。

また、芳川は後年、「凡ソ詔勅ハ多ク政事ニ属シ時ト消長ス 憲法ト雖モ或ハ改正ヲ得ヘシ 而シテ此レハ則チ専ラ教育ニ属ス 万世ニ伝ヘテ易ユヘカラサルモノナリ 安ソ副書^(マ)ヲ須^モンヤ 若シ副書^(マ)ヲ用イテ政事ト混セハ則チ後世或ハ喙ヲ容ルモノアランモ知ルヘカラサルナリ」(ルビ原文)と語っている^{*71}。

芳川は教育勅語を公にする方法として、明治二十三年九月二六日付の「徳教ニ関スル勅諭宣布ノ議」という閣議案で、次の二つを挙げている^{*72}。一つは、「高等師範学校ニ 聖駕親臨シ勅諭ヲ文部大臣ニ授ケ給ヒ文部大臣訓令ヲ全国ニ発スル」方法。

もう一つは、「小学校令発布ノ同時ニ勅諭ヲ公布セラル、」方法である。そして、その後の閣議で前者を採ることが決められ^{*73}、一〇月二日に芳川と山県が、「高等師範学校へ 車駕親臨シ勅語ヲ降シ給フ文部大臣之ヲ奉シ訓令ヲ全国ニ頒布シテ普ク衆庶ニ示ス」と書かれた「勅語発布手続」の文書を^{*74}、「井上草案二〇」と共に上奏したと見られている^{*75}。

しかし、一〇月二日に芳川は、教育勅語が宮中で文部大臣に下賜される旨を、土方久元（宮内大臣）から通知された。土方によれば、下賜方法が変更された理由は、天皇が高等師範学校での方法を好まれないからであった。芳川は同日夜付の井上宛書簡で次のように述べている。

於閣議ハ政治的之方法ヲ脱シ、師範校へ御臨幸ヲ機トシ、偶然御下賜相成候方可然ト評決候末、昨日総理大臣ト共
（明治天皇） 御 前へ出、其旨詳細ニ奏上及置候処、本日宮内大臣ヲ以右者文部大臣ヲ宮中へ被召、御下賜可相成御臨幸之儀ハ
（土方久元）

不被為好ト之旨ニ接シ、大ニ失望致候、……宮内大臣之内話ニ依レハ、於宮中御下賜之事ハ元田モ、同論ナリト之御話
 有之候哉ニ承リ申候、……曾テ御談話致候通り、陸軍武官へ賜ハリ候訓諭トハ、其実種類之異リタルモノ故、発布之方
 法ヲ撰択スルコト極メテ肝要ニシテ、其方法ハ師範学校へ御臨幸之序、偶然御下賜相成候より他ニハ良法ハ有之間布ト
 致確信候^{*76}、

高等師範学校での下賜が「良法」であると「確信」していた芳川は、一〇月二四日に山県と共に、高等師範学校での下賜を再上奏した。だが、変更は叶えられなかった。芳川は同日付の井上宛書簡で、「昨夕之尊書ニ依リ、尚熟思之末、総理
（山県有朋） ト遂相談、本日共ニ御^{（明治天皇）} 前ニ出、師範校へ云々及奏上候処、他ニ少々御掛念之次第モ有之、押而願上不申而ハ不叶事ニも
 無之故、勅語ハ本大臣ヲ宮中へ被為召候上ニ而御下賜可相成、師範校へハ別ニ御臨幸可相成与之事ニ御治定相成、是ニ而一段落付キ申候」（ルビ原文）と述べている^{*77}。

海後は右の一〇月二日夜付の芳川書簡から、「発布の方法は既に十月二十二日には天皇の意向によって決定していたこ

とは明らかである」(傍点引用者)と指摘している。^{*78}

あるいは、稲田は、一〇月二四日の再上奏の際に、天皇は、「徳教に関する勅語は、全国の国民に賜わるものであるのに、高等師範学校に臨幸の上下賜となれば、その学校の生徒に特に賜わったというようにもとられて勅語としての権威をおとすことになるかもしれない」と懸念されていたのであろう^{*79}、と推測している。

しかし、本節では、天皇が宮中での下賜を選んだ背景には、元田の意志があったと考える。芳川が右の一〇月二日夜付の書簡で、「於宮中御下賜之事ハ元田モ、同論ナリト之御話有之候哉ニ承リ申候」と述べているように、天皇の近くには、かねてから国教の樹立を主張している元田がいた^{*80}。教育勅語を、法律や勅令を出す時と同じ方法で下賜する、すなわち、政治的な命令と同格のものとして扱うという「天皇の意向」の背景には、元田の強い意志があったと考えられる。もし元田が高等師範学校での下賜を天皇に勧めていたら、教育勅語は同学校で下賜されたと思われる。

一説によれば、教育勅語は高等師範学校で全国民に下賜されると決まっていたが、天皇が茨城県への行幸後に「御風邪に罹らせ給ひ、表御殿に御出ましも叶はせられなかつたからして、高等師範学校へ臨幸などいふことは、逆も叶はせ給ふ所でなかつた」ため^{*81}、急遽宮中で文部大臣に下賜されることになったと言われている。

確かに、天皇は教育勅語の下賜当日(一〇月三〇日)に風邪をひかれていたようである。渡辺幾治郎は、「明治天皇は演習御覧のため水戸地方に行幸あそばされ、十月二十九日還幸あらせられたが、寒気甚しきため、御風気にかゝらせられ、翌三十日は御仮床に就かせられたが、同日午前、山県内閣総理大臣と芳川文部大臣とを御内儀に御召しあそばされて、御仮床近くに於て、金罫紙に謹書した勅語を黒塗御紋付箱に入れて、文部大臣に親しく御授けあそばされた」と述べている^{*82}。

あるいは、稲田は、天皇が一〇月三〇日にお風邪であったと見る根拠として、「十月二十二日に、天皇陛下来る三十日午後一時大山陸軍大臣邸へ行幸の旨仰出さると宮内省から発表され」、「大山邸では数日前から行幸を迎える準備に忙殺されていたのであったが、当日になってから天皇風気のため行幸延引と発表された」ことを挙げている^{*83}。

しかし、先に海後が指摘しているように^{*84}、天皇がお風邪であろうとなかろうと、宮中での下賜は、すでに一〇月二二日

の時点で決まっていたと言える。

なお、天皇の風邪は寒さのせいだけでなく、宮中で風邪がはやっていたせいもあると思われる。「井上草案二〇」の考察で述べたように、元田は一〇月一八〜二四日頃に風邪をひいており、また、徳大寺も同月一九日付の元田宛書簡で、「風邪にて明日より両三日は出勤も難仕」と述べている^{*85}。

そして、本節において、各草案の修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方をした点は次の一一点である。一つ目は、文部省参考草案の下書きの中央下欄外に書かれている「先」という文字は、芳川がこの史料を整理する際に、この草案は同草案の浄書より先に書かれた、という意味で付けた印であると見たことである。先行研究では、この文字の意味は触れられていない。

二つ目は、文部省参考草案の下書きを、中村正直が書いたものと断定しなかったことである。

三つ目は、島田参考草案一の本文は、文部省関係者が書いたものである、と見たことである。

四つ目は、「文部省参考草案」↓「島田参考草案」の順に書かれた、と見たことである。

五つ目は、草案一七は、芳川が井上との相談に使うために用意したものである、と見たことである。

六つ目は、草案一九―一は、芳川ら文部省関係者が作成したものである、と見たことである。

七つ目は、元田は一〇月二二日付の井上宛書簡の追伸に、「別紙は御返却可被下、廿四日中二御返答御待申候也」と書いているが、この「別紙」は「悖ラス出処文書」のことであると見たことである。先行研究では、「別紙」のことは触れられていない。

八つ目は、元田は一〇月二二日付の井上宛書簡を一旦出したが、井上に渡せなかったと見たことである。

九つ目は、元田は「割注付き完成文書」と「悖ラス出処文書」と「井上草案一四」をセットにして、徳大寺に渡したと見たことである。

一〇点目は、草案の推敲過程における井上の役割は、二つあると見たことである。一つは、教育勅語を簡潔なものにし、

そのインパクトを強めたこと。もう一つは、教育勅語を極端に宗教的なものにしなかったことである。

一 一点目は、天皇が宮中での下賜を選んだ背景には、元田の意志があったと見たことである。

以上、本章では教育勅語の成立過程の後半に着目し、第一節で、井上毅の青少年期とその後の思想との関連を明らかにした。第二～四節で、井上の起草理由について確認してから、彼の教育勅語草案を基とした諸草案の推敲過程を明らかにし、最後に、教育勅語の下賜方法の決定について確認した。明治二三年二月の地方官会議以来、政府首脳の関心の一つであった教育勅語は、このようにして国民に広く知られることになったのである。

ところで、井上はその後、文部大臣に就任したが、教育勅語と井上の教育政策には、何か共通点はあるのだろうか。また、明治時代の国民は教育勅語をどのように見ていたのであるか。次の章では、この点について考察したい。

- *1 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、三一六～三一七頁。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、二五六～二五七頁。
- *2 前掲『教育勅語成立過程の研究』二五六頁。
- *3 前掲『教育勅語成立史の研究』三一四～三一六頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二五四～二五五頁。梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、一一〇～一一一頁。
- *4 この史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、24～25コマ。
- *5 前掲『教育勅語成立史の研究』三一五頁。稲田は、この草案は存在しないと指摘している（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁）。

- *6 前掲『教育勅語成立過程の研究』二五四頁。
- *7 前掲『教育勅語成立史の研究』三一四～三一七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二五四～二五七頁。
- *8 前掲『教育勅語成立史の研究』三一～三一二頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二五三～二五五頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一〇九～一一〇頁。
- *9 前掲『教育勅語成立史の研究』三一頁。稲田は、この草案は存在しないと指摘している（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁、二八〇頁）。
- *10 前掲『教育勅語成立史の研究』三一二頁。
- *11 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一〇九頁。
- *12 前掲『教育勅語成立過程の研究』二五五頁。
- *13 本章第三節の「井上草案一五」を参照。
- *14 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇四～六〇五頁。
- *15 前掲『教育勅語成立史の研究』三一二～三一三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二五五頁。
- *16 前掲『教育勅語成立史の研究』三一二頁。
- *17 前掲『教育勅語成立過程の研究』二八〇頁。「浄書一」については、本章第三節の「井上草案一四」を参照。
- *18 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二九三頁。一〇月二二日に芳川顕正は井上宛書簡を二通出しており、これはその一通目である。
- *19 前掲『教育勅語成立史の研究』三一三～三一四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二六八～二六九頁。
- *20 前掲『教育勅語成立史の研究』三一三頁。
- *21 前掲『教育勅語成立過程の研究』二六八頁。

- *22 同右、二六九頁。
- *23 前掲『教育勅語成立史の研究』三一三～三一四頁、三一七～三一九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二六九頁。
- *24 国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二卷（請求番号類 00448100）。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>)で公開されており、参照箇所は「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二卷・政体二」の「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 4～5。
- *25 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、12～13コマ。前掲『教育勅語成立史の研究』三一七頁。
- *26 同右、三一三頁。
- *27 同右。
- *28 同右、四九一～四九四頁（図版四〇～四〇ノ二）。
- *29 同右、三一七頁。
- *30 同右、三一七頁。
- *31 同右、三一七頁。
- *32 「十月二十四日裁可」という付箋のある文書（前掲『公文類聚』第一四編第二卷）。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 5。
- *33 前掲『教育勅語成立史の研究』三一九～三二二頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二六九～二七〇頁、二七四～二八六頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一一七～一一八頁。
- *34 前掲『公文類聚』第一四編第二卷。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 7～8。
- *35 明治二三年一〇月の官報によれば、「井上法制局長官ハ養痾願濟近県旅行トシテ本月十八日出発」した（『官報』明治二

- *36 三年一〇月二二日付（第二一九五号）、内閣官報局、六頁）。
- *37 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇五頁。
- *38 前掲『教育勅語成立過程の研究』二七七頁。
- *39 元田は、文政元（一八一八）年一〇月一日生まれ。明治二四年一月二一日、七四歳で没した（日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年、一〇〇一頁）。
- *40 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九三頁。
- *41 同右、二二三～二二四頁。
- *42 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇五～六〇六頁。
- *43 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二四～二二五頁。
- *44 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』山川出版社、一九八五年、三六五頁。
- *45 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇六頁。
- *46 この史料のマイクロフィルムは、前掲、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一、リール番号22、396～399コマ。
- *47 前掲『教育勅語成立史の研究』三二六頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二八〇頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一一七頁。「浄書——」については、本章第三節の「井上草案一四」を参照。
- *48 前掲『教育勅語成立史の研究』三二五頁。
- *49 同右。
- この史料のマイクロフィルムは、前掲、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一、リール番号22、400コマ。前掲『教育勅語成立史の研究』三二六頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二七九～二八〇

- 頁。
- *50 前掲『教育勅語成立史の研究』三二六～三二七頁。
- *51 前掲『教育勅語成立過程の研究』二七九～二八〇頁。
- *52 国立公文書館所蔵「国会開設之勅諭」（請求番号 附 A00304115）。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」（<http://www.digital.archives.go.jp>）で公開されており、参照箇所は「公文附属の図・勅語類・（一五）国会開設之勅諭」Page 1～2。
- *53 国立公文書館所蔵「陸海軍人へ勅諭」（『明治詔勅』乾（請求番号 勅 00001100））。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」（<http://www.digital.archives.go.jp>）で公開されており、参照箇所は「勅語類・明治詔勅・自明治元年至同二十九年十二月・乾」の「陸海軍人へ勅諭」Page 1～8。
- *54 ヨゼフ・ピタウ（内田文昭訳）『日本立憲国家の成立——明治初期政治思想に関する一考察——』時事通信社、一九六七年、二七六～二七七頁。
- *55 同右、二七八頁。
- *56 前掲『教育勅語成立過程の研究』二九四頁。
- *57 中島昭三「井上毅と教育勅語の制定」（梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社、一九九二年、五〇二頁）。
- *58 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一五三頁。
- *59 一八九一年三月六日付のベル宛内村鑑三書簡（山住正己校注『教育の体系』日本近代思想大系六、岩波書店、一九九〇年、三八六～三八七頁）。書簡の原文は英文であるが、ここでは山住による和訳を引用した。
- *60 井上哲次郎『教育と宗教ノ衝突』敬業社・文盛堂・哲学書院、一八九三年、六頁。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開されており、引用箇所は11コマ。

- *61 同右、緒言の一〜二頁、一〜三頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、2〜3コマ、8〜9コマ。「宗教と教育との関係につき井上哲次郎氏の談話」は『教育時論』の第二七二号（明治二五年一月五日）、「教育と宗教の衝突」は『教育時論』の第二七九〜二八一号（明治二六年一月一五日、同月二五日、同年二月五日）、『教育報知』の第三五二号（明治二六年一月一四日）、第三五四号（同年一月二八日）、第三五六号（同年二月一日）、第三五八号（同年二月二五日）などに掲載されている。
- *62 本論文第三章第二節を参照。
- *63 「勅語発布手続左ノ通改正」（前掲『公文類聚』第一四編第二卷）。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 11。
- *64 「教育ニ関シ勅語ヲ文部大臣ニ下サレシ旨ヲ訓示」（同右）。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二卷・政体二」の「教育ニ関シ勅語ヲ文部大臣ニ下サレシ旨ヲ訓示」Page 1〜3。
- *65 『官報』明治二十三年一月三十一日付（第二二〇三号）、内閣官報局、二頁。教育勅語は北海道庁と府県へは文部省訓令第八号、直轄学校へは無号の文部省訓令によって発布された。
- *66 前掲『教育勅語成立史の研究』三六五頁。
- *67 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九五頁。
- *68 同右。
- *69 本論文第三章第一節の初め（井上毅の教育政策数）を参照。
- *70 明治二三年六月二〇日付の山県有朋宛井上書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三一頁）。
- *71 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇五〜六〇六頁。
- 四宮桂筆記「芳川頤正伯謹話『教育勅語渙発由来』（教学局編『教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧図録』内閣

印刷局、一九四一年、一一八頁)。「芳川顕正伯謹話『教育勅語渙発由来』」は、明治二五年秋に芳川が鎌倉で四宮桂(秘書)に語ったことを、四宮が筆記したものである(同右、一五九頁)。

*72 「文部大臣提出 徳教ニ関スル勅諭宣布ノ議」(前掲『公文類聚』第一四編第二卷)。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 9〜10。

*73 同右。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、Page 10。同史料の上欄外に、「第一案ニ同意ス」という墨書きと、数名のサインや花押がある。国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の「徳教ニ関スル勅諭ノ議」(資料番号28)の中の一通は、「高等師範学校ニ 聖駕親臨ヲ仰キテ 勅諭ヲ賜ハラントヲ願ヒ本大臣之ヲ受ケ以テ訓令ヲ全国ニ発シ普ク衆庶ニ示スカ」の部分に墨で傍点が付けられ、その上欄外に墨で「閣議……ニ決ス」と書かれている(本論文序章の所蔵場所一覽、本章第三節の「井上草案一五」を参照)。前掲『教育勅語成立史の研究』三六一頁。

*74 「勅語發布手続」(前掲『公文類聚』第一四編第二卷)。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 6。

*75 前掲『教育勅語成立史の研究』三六一〜三六二頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二六九〜二七〇頁。

*76 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九四頁。

*77 同右、二九五頁。

*78 前掲『教育勅語成立史の研究』三六四頁。

*79 前掲『教育勅語成立過程の研究』二八六頁。

*80 本論文第一章第三節の初め(元田の基本的な思想)を参照。

*81 稲富栄次郎『日本の道德教育』第一法規出版、一九六六年、二〇八頁。

*82 渡辺幾治郎『教育勅語渙発の由来』学而書院、一九三五年、一六九〜一七〇頁。渡辺は『教育勅語の本義と渙発の由